

第百十八回国
参議院大蔵委員会會議録第六号

平成二年六月十四日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月十一日

辞任

藤田 雄山君

補欠選任

鳩山威一郎君

六月十二日

辞任

鳩山威一郎君

補欠選任

宮田 輝君

三治 重信君

猪木 寛至君

六月十三日

辞任

宮田 輝君

補欠選任

藤田 雄山君

赤桐 操君

松本 英一君

村田 誠醇君

日下部禮代子君

猪木 寛至君

三治 重信君

六月十四日

辞任

大河原太一郎君

補欠選任

鹿熊 安正君

斎藤栄三郎君

成瀬 守重君

日下部禮代子君

村田 誠醇君

松本 英一君

赤桐 操君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

藤井 孝男君

梶原 清君

田辺 哲夫君

久保 亘君

本岡 昭次君

峯山 昭範君

委員

石川 弘君

鹿熊 安正君

斎藤 文夫君

法務省民事局参事官 大谷 禎男君
法務省刑事局刑務課長 松尾 邦弘君

本日の會議に付した案件

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案(衆議院提出)

○委員長(藤井孝男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近の我が国証券市場における株券等の売買の事情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国の制度との調和を図る等の観点から公開買付け制度の見直し等を行うことが緊要となっております。

したがって、証券取引法を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、株券等の大量保有の状況に関する開示制度、いわゆる五％ルールを導入することとしたしております。これは、上場会社等の発行済み株式総数等の五％を超える株券等を実質的に保有することとなつた場合及びその後株券等の保有割合に一％以上の変動が生じた場合には、五日以内に

大蔵大臣に報告することを義務づけ、その違反に対しては刑事罰を科することとするものであります。

第二に、公開買付け制度につきましては、事前届出制を廃止し、新聞公告の日に出書を出し、これを発行済み株式総数等の一〇％以上を所有することとなる市場外の買付けとされていたのを、五％ルールの導入に合わせて五％以上に引き下げることとしております。

以上のほか、外国証券規制当局が行う行政上の調査に關し要請があつた場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができることとする等所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

説明していただきたいと思ひます。

○説明員(松尾邦弘君) お答え申し上げます。

東京地方検察庁は、昨日、所得税法違反の事実で国税当局から告発がなされておりました国際航業株式会社の元取締役四名を逮捕いたしました。事案はいずれも株の売買に絡む所得を遁脱したものであると思ひます。

検察におきましては、今後厳正公平な捜査を行いますとして、適切に処理を行うものと考えております。

以上です。

○稲村稔夫君 この事件は、国税当局からの告発があつて、そして所得税法違反ということであらう御答弁でありましたが、マスコミの報道では政治家、あるいはその政治家本人ではなくても秘書等の名前が何人も挙がっているわけでありまして、こうした政治家あるいはその秘書、こうしたところの関連については捜査をしておられるんでしょうか、あるいはこれから捜査をされるんでしょうか、その辺をお聞かせいただければと思ひます。

○説明員(松尾邦弘君) 先生今お尋ねの事項につきましては、いずれも現在行っている捜査に関する事項でございますので、答弁はいたしかねるところでございます。

○稲村稔夫君 捜査の段階ですから答弁をされないというんですと、これ以上伺つてもなかなかお答えはいただけないと思うのでありますが、それでは、念を押すように恐縮でありますけれども、マスコミ報道でいろいろと報じられているそういう事実については検察当局は御関心をお持ちになつておられるでしょうか。

○説明員(松尾邦弘君) 御指摘の新聞報道がいろいろなされておるわけですが、そうしたことは当然検察も承知していることだと思ひます。

ただ、この段階で検察が先生御指摘の事項につきまして関心を持っているのかいないのかにつきましても、それをお答えする立場にないわけでございます。

○稲村稔夫君 検察当局としては今の段階ではなかなか言いづらいところがあるのかもしれませんが、

が、しかしこれは国民にとつても極めて重大な関心事であります。特にもう既にリクルート問題などで政治とこうした株の取引等のかかわりというのが大きき問題になってきているわけでありまして、それだけに、今回のこの問題も徹底的に追及をされて、国民の前に明らかにされなければならぬ重大な課題だというふうに私は考えております。

これ以上伺つてもなかなかもうお答えはいただけないんだらうと思ひます。

そこで、今度は大蔵省の方に伺いたいと思ひます。

○政府委員(龍宝雄男君) 国際航業の元役員等が逮捕されたということはたゞいま法務省の方からの御答弁があつたこととさせていただきますけれども、私ども、査察調査の内容その他個別にわたる事項につきましては、従来から立場上お答えを差し控えていたことで、御理解を賜つておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただ、一般論として申し上げますと、私ども、査察調査をいたしましてこれを告発する場合に、例えば脱税の規模でありますとか、脱税の手段の悪質性、それから何と云つてもこれは刑事立証を必要とする事件になりますので証拠収集の状況等を総合勘案いたしまして、検察庁とも十分協議をいたしまして、告発の要否を決定しているところでございます。

○稲村稔夫君 答えられない部分は仕方がないと思ひますけれども、どういふ契機でこれをとらえられたかということもありません、その告発に至つた経過等については差し支えない範囲でもう少し聞かしていただいてもいいんじゃないですか。

○政府委員(龍宝雄男君) 再々一般論で恐縮でございますけれども、私も査察といたしまして

は、やはり経済社会情勢の動きに注目をしながら大口、悪質な脱税事案を立件していくというところをやつていくわけでございます。

先生も御高承のとおり、近年、株式取引が大変活発化したと申します。そういう中で、私どももいたしまして株式取引に絡む不正な脱税事案についての立件を相当数やつてきているところでございまして、けれども、個別の事案につきましてもどういふふうな経緯で事案の立件に至つたか、あるいは立件の内容等につきましても、大変恐縮でございますけれども、お答えをお許しいただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君 新聞にいろいろと出ているところもあるわけですね。私は、言えないことを無理に言えというふうな申し上げてはいるのではありません、聞かしていただけて差し支えない範囲内で言つていただけたらいいというふうに言つてはいるわけでありまして、一般論だけではこれは極めて抽象的であり、そしてまた私どもが事の本質を知るといふためのきつかけにもならぬわけでありまして、もう少し答えられる範囲をはつきりさせて答えていただけたらいい。

○政府委員(龍宝雄男君) 再々で恐縮でございますけれども、国際航業の元役員四名につきまして所得税法違反の疑いで立件をいたしましたので、昨年の春、告発をいたしております。しかし、その内容につきましても、これから検事捜査も始まりまして、私も立場上、お答えすることは差し控えていたことをお許しいただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君 私、こんなことを、苦情めいて申しわけないんですが、私が最初に経緯を聞かしてくだされと言つたときに、答えられない部分がある、それはもう承知して聞いておるんです。

答えられない部分は、答えられないと言つていただいて結構です。ただ、例えば今のうちに、去年の春に告発をしたと。そうすると、その経緯の中の告発をした時点だけでも明らかにしておるわけでしょう。初めのときにそれを答えてもらえ

ば、それで経緯の一点、一つを答えてもらったことになる。何回も何回も聞かなければ、去年の春に告発したという新聞にまで出てくるのがここでお答えしてもらえないというのは、私はやっぱり問題だと思ふんです。御答弁をいただくと、その辺も十分に考えて御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

そうすると、これは今は、脱税容疑というだけですか。

○政府委員(龍宝雄男君) 私ども税務の執行を預かつておりますので、私どもの立場としては所得税法違反、あるいは一般の場合には法人税法違反もございまして、そういう税法違反ということとで査察事件を立件いたしました。そして告発をするということでございます。したがって私どもの立場は、あくまでも税法が適正に適用されているかという観点のみから調査もいたします、また権限もその範囲に限られているものでございまして。

○稲村稔夫君 国税局は税法の観点からだけというふうにお話がありました。それはそうかもしれませんが、

ということになりますと、新聞やその他マスコミ関係の報道によりますと、これはインサイダー取引という観点からかなり重要な問題だといふふうにも思ふわけでありまして、このインサイダー取引の観点から調査をしてこられましたか、あるいは調査はしていないんですか。調査をしてこられたとしたら、差し支えない範囲で明らかにできる点は明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 御指摘の事案につきましては、私も具体的な事実関係を承知いたしております。また現に捜査当局において捜査中の案件でございますので、何とも申し上げかねる点はあるわけでございます。

ただ、一般論として、インサイダー取引の関係について御質問がございましたのでその点についてお答えをさせていただきますと、平成元年四月から施行されました証取法のインサイダー取引の

規定によりますと、一般的には、買い占めの対象とされている会社の役員が取締役会で決定いたしました防戦買い、こういった重要事実を知って当該会社の株式の売買をしたという場合には、インサイダー取引に該当する可能性が強いというふうに思います。

ただ、本件について伝えられるところでは、昭和六十二年ないし昭和六十三年ごろに起こった事実案のようでありまして、インサイダー取引に係る刑事罰則規定というのは先ほど申しましたように平成元年の四月一日から施行されておるわけでございますので、仮にそういった事実があったとしても、インサイダー取引規制の適用の対象となる法律が施行される前の話であるということでございます。

それからもう一つ、証券法百八十八条におきまして役員の自社株売買につきまして報告義務が課せられております。あるいは百八十九条では、役員が自社株を六カ月以内に短期売買いたしました利益を得ている場合には会社は当該利益の返還を請求できるという規定があるわけでございます。なお、百八十九条の利益返還請求権というのは、利益の取得のあった日から二年以内に限られております。また、百八十八条の報告義務というのは昭和六十三年十月から施行されたものでございまして、これ以降の売買について対象とされるというたものになっているわけでございます。

いずれにいたしましても、この報告義務につきましても、この法が施行される前の話でございます。そういった意味では、私どもは本件について調査はいたしておりません。

○稲村稔夫君 本件については調査はしていないんですね。全然やっていない。今の局長の御答弁では私はどうも腑に落ちない、理解できないんであります。

現在のインサイダー取引についての罰則規定ができる前のことであるからという理由がどうも最大の理由のようでありすけれども、こういう事実案というものがこれから先発生する可能性とい

うものは、私は今回の法改正とかかわりの中でいきましてもまだまだあるというふうに心配をされているわけでありす。

それで、当然私はこういう問題については、過去のことであったとしても積極的に調査をされては、過ぎかと思ふんでありますけれども、特にマスコミ等では、一部の新聞ではありますけれども、かなり何回も何回も問題点を報じているわけでありす。犯罪として立件できるかできないかということは別にいたしまして、こういう問題が徹底的に解明されなければならぬということになれば当然調査をしてしかるべきだと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) インサイダー取引については、最終的には刑事罰則によってその実効性が担保される、こういう仕組みになっているわけでございます。しかしながら、刑事罰則につきましては、先ほど申しましたように、平成元年四月一日から施行されたということでございます。それ以前の行為につきましては、仮にそれに類する行為があったとしても、これを刑事罰則によって処罰することはできないわけでございます。そういった意味では、本件のような事実が今後仮に起こるといたしますと、これは当然のことながら私どもも厳正な調査を対応してまいらる必要があらうかと思ひますけれども、それ以前の行為につきまして調査するということにつきまして、いわば実益といひますか、そういったものが乏しいのではないかと考えられますので、こういった事実についての調査といったことについては、これは行わないことにしているというところでございます。

○稲村稔夫君 調査は行わないことにしているというところでありますね。

それじゃ、研究、検討というようなことはされませんでしたか。

○政府委員(角谷正彦君) 先ほど申しましたように、一般論として、私ども、これは検査当局に

おいて捜査中でございますので正確な事実関係は承知いたしておりますが、仮に法施行後の事実だと仮定いたしますとインサイダー取引に該当する可能性がかなり強い行為ではないかというふうに認識はいたしております。

○稲村稔夫君 インサイダー取引というのは、いろいろな手口でもってやられる。それはもう皆さんペテランなんですから、こんなことがあるだろうというようなことをいろいろな事実について想定されているものはあるかと思ひます。しかし、やはり未然に防ぐという観点からいけば、具体的に出てきた事実というものはこれからの対応をしていくための極めて貴重な経験ということにもなるわけでありまして、そういう意味では独自な立場で十分に研究をされてしかるべきものだというふうに思ふわけでありす。これはこれから法案審議に当たって私が伺いたいことと関連をしておりますので、その辺のところ、心構えとしてはどうなんですか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 法令の適用関係でございますから、具体的な事実関係を認定しそれを法律に当てはめて判断する必要があるわけでございます。そして、そういった意味では、具体的な事実関係について検査当局が捜査中でございますので私どもも十分なることを承知いたしております。けれども、一般的な事実として、私どももこういったケースについては十分勉強いたしまして今後の事案に備えていきたいというふうに考えているわけでございます。

○稲村稔夫君 これには相当金融機関が融資をしているというふうなことも、それぞれマスコミの報じているところでは載っているわけでありす。金融機関がこうした事件に積極的に金を出した——事件がわかつていて出したかどうかという問題はありますけれども、知らなかったとしたとしても、買い占めのための経費、そしてまたその買い占めと絡んで防戦買いのためのと称している経費、そういった格好でかなり金融機関から融資が行われたのではないかとということがそれぞれ

報ぜられていられるわけでありすけれども、この辺のところは調査をされましたか。

○政府委員(龍玉雄男君) 税の立場からお答えを申し上げます。先ほど申し上げましたように、株式取引がなされた場合に、その取引の資金の出どころがどこであるとか、あるいはその取引の背景がどんなことであつたのかとか、そこは我々の調査の権限外でございまして、むしろそういう取引によって得られた所得が税法上適正に処理をされて申告をされているかどうかというところで私どもの調査がなされているのでありまして、今先生が御指摘の金融機関につきましては、背景としてはあつたかもしれませんが、調査の直接の対象には私どもの調査の中ではなつてございせん。

○政府委員(角谷正彦君) いずれにいたしまして、株の買い集めそのものがいけないとか悪いということとは別に証券法上は出てこないわけでございます。まして、株式の売買は原則として自由でございます。したがって、そういった株式の売買資金を融資するという行為が自身も特設証券法上問題があるという行為ではございませんので、私どももそういった事情についての調査をしておりませんし、また調査する予定もございません。

ただ、今回御提案申し上げております五パーセント、これにおきましては、五パーセントの株式を市場内で取得するようなケース、今回の国際航業に係る買い集めというのはまさにそういう事件に該当するわけでございますけれども、そういった場合におきましては、その株券の保有状況の報告の中の一部分といたしまして、保有株券の数とか保有目的、最近の売買状況、あるいは資金の出所といったもの等についても報告を徴するということになつておりますので、今後はそういった問題につきましても法律を可決させていただいた段階においては報告義務が課せられる、こういったことにならうかというふうなことを考えております。

○稲村稔夫君 新聞には例えば、読みますよ、「防戦買いの資金は、国際航業に融資をしたがっ

ていた金融機関から次々に借りた。十七の金融機関からの借り入れは、毎月約百億円ずつ増え、などというふうに、十七というような金融機関の数まで出ているんだけれども、国会の我々のところではそういうことを全然聞かしてもらえないんですか。

○政府委員(龍宝雄男君) 再々一般論の御答弁ばかりで大変恐縮でございますけれども、脱税調査の調査内容につきましては、私も御答弁は差し控えていただきたいと思います。

それから、あくまでも一般論でございますけれども、その脱税の資金がどこからどうやって出てきて、またどういふふうに使われたかということ、は、脱税の所得を確定する段階でその調査の背景として必要になるかもしれないけれども、私どもの目的それ自体は脱税額の所得を確定して告発をするところにあるということでございます。

○稲村稔夫君 伺っているながら疑問になったからこうちよつと広がつていったんですけれども、私はますます気になるんですよ。

だって、新聞報道では十七の金融機関から借り入れて、こう報ぜられてるんですよ。僕は特定のどここの銀行からだけ借りて、ということは今聞いているんじゃないんです。少なくともこのぐらゐの金融機関から借りて、ということまで調査をしているから、こういうふうに出てきたんじゃないかと思うんですよ。そのことを僕は聞いているんです。それも明らかにできないというんですか。

○政府委員(龍宝雄男君) 新聞報道でそういう事実が掲載されているという事実は私も承知をしておりますけれども、脱税調査の個別の内容にわたる事項につきましては、御答弁を差し控えさせていただきますこととお許しを賜りたいと思っております。

○稲村稔夫君 ここで時間ばかりとつてしまつても……
内容について細かいことを一々聞かしてくれと言っているんじゃないんですよ。かなりの金融機

関から融資をされていた、それが十七という数字まで具体的にしているということであれば、アウトラインぐらゐはここでもって明らかに言つてもらつたつて構わないじゃないですか、具体的な内容を聞いていないんじゃないんですか。

○政府委員(龍宝雄男君) 私どもが個別の調査で把握いたしましたことについては御答弁を差し控えさせていただきますわけでございますけれども、例えば、個別の企業がどの銀行から幾ら借り入れをしているというふうなことは、有価証券報告書その他に多分計上されているはずでございますので、その点は、私も今手元には持つておりませんけれども、わかれば御答弁ができると思つております。

ただ、あくまでも脱税調査の中で私どもが把握した事実につきましては、大変恐縮でございますけれども、お許しを賜りたいと思つております。

○稲村稔夫君 言えないということと今わからないということ、これは別なことです。だから、変な言いわけをしないで、はっきりしたことを言つてください。言えないなら言えない、今わからないならわからない、そう言つてください。

○政府委員(龍宝雄男君) 脱税調査の過程で私どもが知りました事実につきましては、恐縮でございますけれども、答弁をすることを差し控えさせていただきますたいと思つております。

○稲村稔夫君 何だい。そしたら、じゃどうしてこれ十七という数字が出るんですか。これはうそなんですか。勝手に書いたということですか。

○政府委員(龍宝雄男君) 一般論で恐縮でございますけれども、新聞にそういう報道がなされていることは私も承知をいたしておりますが、その新聞報道に当たりましてどういふふうな取材活動が行われ報道がなされたかということにつきましては私もわかりませんし、また私どもが、再々で恐縮でございますけれども、脱税調査の中で調べて知り得ましたこと、これは御答弁を差し控えさせていただきますと思つております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 両方の御議論を今聞きながら、私は、税務当局として脱税調査の中で知り得た事実について報告ができないと言つてゐる点は御理解がいただけたと思つております。

ただ、今証券局長にちよつと確認いたしましたところ、有価証券報告書の中には借入先は当然報告をされておるはずであります。そういたしますと、国際航業は上場会社でありますから、その有価証券報告書はチェックすることが可能でありますので、そこに掲載をされております借入先というものにつきましては調べて御報告をさせていただきます。

○稲村稔夫君 わかりました。大臣の御答弁で今の段階の大蔵省のあれはわかりました。

そこで今度は、もう時間が経過ばかりいたしましたので、大臣にお考えを聞いて法案の内容の審議の方に入りたいというふうに思つております。

いずれにいたしましても、これは今ここでは、所得税法違反という形での事件として捜査されている。その部分はこれから司直の手で明らかにされていくでしょうということと別に置いておきます。

ただ、この中かなり政治家の介入などいろいろと報ぜられております。それからもう一点は、銀行の融資ということが報ぜられております。この政治家の問題というのは、これは政治倫理の観点から極めて重要な問題として関心を持たなきゃならないと思つております。それから銀行の融資の關係というのにつきましても、やはり金融機関の融資というのにはそれなりの、金融機関としての矜持というんでしょうか、そういうものがなければならぬのじゃないだろうか。今後の証券取引の上でやはりそういうモラルが確立していきませんと、こういう問題は後を絶たないということにもなってくるんじゃないだろうか。こんなふうにも思うわけでありまして、その辺のところを今度のこの事件等を通じて大臣はどのようにお感じになつていらっしゃるでしょうか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 現に昨日捜査が一つのステップを越えまして段階のことでありましてから、私どもの立場からいたしますと、税務としての調査の立場から、既に司直の手に移つた事件として、具体的なことを申し上げることは控えなければならぬと思つております。そしてこれ自体については捜査の進展をまつということでありまして、う。

ただ、一般的な論議として申し上げさせていただきますならば、いろいろな話がこの事件をめぐつて飛び交つております。私も今として信じたくないような話もありますし、一体事実がどうなのかというところは多々あるわけでありまして。これは捜査の進展の中においておのずから明らかにされるべき点は明らかにされるであらうと思つております。

ただ、今委員が御指摘になりました、企業の買収といった時点における金融機関の対応というものになりますと、私は、これは法に触れる行為はいけませんけれども、法に触れる行為でない限りにおいてこれを規制することはいかぬものか、率直にそういう感じがいたします。

むしろ、私はこうした証券取引その他自分で行つたことがありませんので実感はわからないのでありますけれども、例えばアメリカ等における敵対的買収を記録した文書などを読んでみますと、非常に信用度の低い債券の発行による調達あるいは買収対象企業の資産を担保として行つた買収資金の集め方、非常に我々として考えにくいような行動がとられておるようでありまして、また、被買収企業側も買収の進行中にグループの一部を分割することによって実質的価値を下げるとかさまたな対抗手段がとられてゐる。現実にはそういう制度が進行している国もあるわけでありまして。

幸いに今まで日本の風土の中において敵対的買収といったものがほとんどありませんでしたので、今委員が御指摘になりましたような視点からの金融のモラルというものは論じられたことが恐らくなかったであらうと思つておりますが、こうした具体的な事例が出てまいりますと、こうした点につ

いてもおのずから論議は集中するであろうと思ひます。そうした中で私は、果たして日本人のこの氣候風土の中から欧米と同じような考え方が育つのか、あるいは日本なりの一つのモラルのようなものが生み出されてくるのか、今何とも私自身としては判断が付きません。

しかし、そうしたことを考えてまいりまして、やはり今回御審議をいただきますこの法律案を初めとして、法制度的に不備と言われることのない準備だけはしておかなければならない、そのように感じております。

○稲村穂夫君 大臣のおっしゃる意味もわかるわけでありまして。しかし、日本の風土というものを無視するわけにはいかないのは事実であります。同時に、大枠でいきまして金融機関の存在、あり方というふうなものについては、これはもう高度に発達した資本主義国というのとは共通したものを保持しているわけでありまして。そういう中では、やはり共通をしたモラルというものが当然あるわけですね。そして、それが我が国ではたまたま敵対的な買取というものが今まで余り問題になるほどのものがなかったという、そういうことの点から議論されたとしても、やはりこれから、仮に今回のこの法律が成立いたしましたとしても、こういうものが出てくる可能性というものを保持しているというふうには思ひます。

それから、経済が進展しておりますから非常に資金的規模が大きくなつてきております。規模が大きくなつていくだけに、一度事が起こったときにはかなり社会的に大きな問題になるというふうにも思ひます。

ということになりますと、先ほど大臣が言われたように、法的規制をどういうふうに加えるかという点、これはいろいろあるかもしれせんが、しかし、そのモラルというものをやはり金融機関がきちっと生み出して新しいものに対応できるようにモラルをつくり出していただくという点、そのことは非常に重要なことだと思ひますし、そういう意味で政府としての指導的な役

割というものは重要な点ではないだろうかというふうにも考えるわけでありまして。その辺はぜひ腹に置きながら対応していただきたいというふうにも思ひます。

時間ばかり経過いたしますので、あと具体的な内容に少し入らせていただきたいというふうにも思ひます。

そこで、本一改正案についてであります。この法律案は大きく分けて二つ、さらにちよつと附屬して三つというののポイントだろうと思ひます。その一つは五％ルールの導入であり、その二つは公開買付け制度ということであろうと思ひます。そしてさらに海外との協力関係というふうな形で、大体三つの柱になっている、こんなふう

に言えると思ひます。そこで、順次伺つていきたいのでありますが、まずこの制度は、私は今の国際航業問題、この事件を見れば見るほど実はチェック体制と法の運用いかにというふうなことが、この法律を生かすところの一番大きなかぎになつていゝんじやないかというふうにも思ひます。

そこで、従来のことをちよつと振り返つてみますと、我が国で株式の買占めが行われるというとき、大体その発行会社に高値で肩がわりされることをねらいとして、こんな場合も少なくないんじやないかというふうにも思ひます。報告するだろ、こんなふうにも思ひます。

例えば今の国際航業の問題ですが、さつき証券局長はこれで五％ルールをやればというお話がありましたけれども、この国際航業だつてちゃんと買ひをしていゝと云われ、現在の申告制度でインサイダー取引がわかるから申告できるわけがないとか何とかというふうなことを言ひながら、結局、子会社に分けたらいろいろ知人に名義を渡したり、随分ばらして、五％ルールにしたつてその辺のところはひつつかからないように幾らでも

きるといふようなことになるんじやないでしようかね。そして、こういうふうにして隠れて物をやる者は、私が隠れてこういうことをいたしましたという申告をするでしようかね。

その辺のところはひとつ大きな疑問なんですけれども、どう考えておりますか。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに、御指摘のよう

に一般に買ひ集めを行つていゝるようなケースにつきましては、市場において物すぐたくさん株を買ひますから、個別に単独の名前で買ひと目立つていゝた事情もございまして、名義を分散し買ひつゝいるケースが多いというふうにも考えられます。ただ、こういった問題につきましても、証券取引所におきまして売買状況の調査、手口といったものを具体的に調べますと、ある程度その動向を把握するといふことは可能でございまして。

それから第二点といたしましては、買ひ占めする人の目的というものは、投資目的という場合もな

いわけではございせんが、通常一定限度以上の株式を取得するようないふケースがあるいは先ほど委員から御指摘ありましたように高値で肩がわりを請求するといふケースが現実になら多いわけ

でございまして、こういった具体的な行動を仮にとつた場合には、やはり株をある程度まとめたところで共同でそういった請求をするといふこと

になるわけではございせん。したがって、そういった時点におきまして仮に五％ルールに基づきますところの報告を出して

いないといふことになりまして、これはやはり刑事罰を科せられるといふことになるわけ

でございまして、そういった意味からいゝますと、こういふ事態を回避するために報告書を提出しておかないと回避できないといふことにな

りますので、間接的な意味でそういった強制力は五％について働くものであるといふふうにも考へて

おるわけではございせん。

○稲村穂夫君 そういうふうにお答えになるだろ

うとは思ひましたが、しかし、そうするとどうな

るんですか、今度の国際航業の場合はまだ法律改正

の前でありますから、先ほど何回も局長が言われ

たみたい現行法の施行前ですからということに

もなりますが、これは八七年の二月に転換社債を

百億円発行した、そんなところから始まつて光進

てやらないとこれはばらばらでございすからグループということにならないわけにございすし、当然共同で議決権を行使する、あるいは処分権を行使するといった共同の意思があつて初めてグループとしての構成要件が成り立つわけにございす。そういう意味では、合意の存在について判断するのはなかなか難しい点がありますけれども、先ほど申しましたように、一定の時点で五以上の株をまとめたとして買い取り請求とあるいは経営権参加の請求があつた時点におきまして、さかのぼった時点で、一体いつ合意が成立したのか、いつ買い占めの行為が行われたかといったことは調査する必要があるわけにございす。

確かに、どういった認定をするかということとは事実認定に係る問題でございすので、必ずしも容易でない面はあるかと思ひます。ただ、しかしながら、そういうことに備へまして、私どもといたしましては、例えば夫婦でございすとか親会社でございすとか、保有者と一定の關係、当然に特別の關係が推定されるといったものにつきましては、これは当然のことながら共同保有者とみなすといったことも、この法律におきましてどういった脱法も防止できるようにしたいというふうに考えているわけにございす。

ただ、そういうものの以外については、個別に認定した上でこの五％ルールに該当する時期その他を判断していく必要があるかというふうに考えているわけにございす。

○稲村稔夫君 先ほど、大臣は証券取引、株の売買はおやりになってないんでというふうに伺いましたが、私もやったことがないので実感としてわからないところも随分あるんです。

ただ、その中で、ちょっと常識的に考えるんですが、例えば、私が一年間なら一年間、あるいは二年の先を考えて、そして今度の光進みたいなことをやりましようというところでやったりときには、なかなかつかみづらいということになるのじゃないですかね。グループとして一斉にみんな行動が起これば、それはおかしいなと感ず

るでしょう。だけど、かなり時間をかけて、その間にお互いにやり合つて少しづつやっていたらばれないで済むというような方法というのが考えられちゃうんじゃないでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) いろいろなる時点でそういう合意が成立したかということについては、確かに事実認定の問題でございすから、その時点においてその事実が即して判断する必要があると思ひます。ただ、いずれにいたしましては、何か共同歩調をとって買い取り請求をするあるいは経営権参加の要求をするという時点では少なくとも合意があることは明らかでございすから、それにさかのぼるいつかの時点で合意があつたことは間違いない。そういう意味で、その時点で報告がなければこれは明らかに五％ルールを遁脱したものと見て刑事罰が科せられる、こういうこととございす。

○稲村稔夫君 どうも私がお客感がないからわからないというところがあるんだろうと思ひますが、しかし何か、やつたらやれそうだなという感じもしないでもないんです。

こういうふうに申し上げたのは、どうもまだこれでは十分ではないんじゃないだろうかという危惧があつて申し上げているわけにございす。

そこでさらに、確かに罰則がつけました。一年以下の懲役または百万円以下の罰金というところでありますけれども、この程度では私はどうも実効性に疑問があるんですけれども、これはどうしてこの程度の刑事罰ということになったんですか。

○政府委員(角谷正彦君) 今回の改正案におきましては、五％ルールに係る報告書の不提出あるいは虚偽記載につきまして、御指摘のように一年以下の懲役または百万円以下の罰金ということにいたしました。これら併科されるということになっております。こういった罰則、刑事罰の程度につきましては、これは証券取引法における他の刑事罰とのバランス、特に有価証券報告書の不提出、虚偽記載の場合の罰則が一年以下の懲役または百万円以下

の罰金ということになっていることとのバランス等を考慮いたしまして、刑事法規全体を所管するところの法務省と御相談いたしました決めたものでございす。

○稲村稔夫君 私は、非常に大きな金額でもって物が動いていくという中ですから、この程度の刑事罰というのは大したブレイクになるようなものにはならぬのじゃないだろうか、そういう心配をするわけにございす。現にインサイダー取引の規制の場合には、現行法でいっても六ヶ月以内五十万円以下というのがあるにもかかわらず、我が国はインサイダー天国だなんてよく言われたりするんです。事実がどの程度まで進んでいるのかわかりませんが、とにかくインサイダー取引というものは現実に行われているようでありまして、そういうことになってきますと、この程度だったら大したブレイクにはならぬのじゃないかと思ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに、アメリカなんかの例を見ますと、かなり罰則がきついで、あるいは最近さらに強化された動きがあることは事実でございす。ただ、日本の場合におきましては、やはり他の刑事罰則とのバランスといたしまして、そういう意味で法務省ともいろいろ御相談した上でこの程度が妥当ではないかという結論を得たものでございす。

○稲村稔夫君 そうすると、法務省に伺います。他の刑事罰とのバランスを欠くようなそういう刑事罰をつくるということは、法体系上問題がありますか。

○説明員(松尾邦弘君) 法務省では従来から法案の中で刑事罰につきましては担当省庁から御協議をいただいているわけにございす。そういう際に、確かに先生のおっしゃいますように、まず我々として一番関心を払うところは全刑罰体系の中での位置づけでございす。そうした判断をする上におきまして、例えば現在御審議をいただいております証券取引法でござ

いますと、違反行為の重大性の程度とかあるいは証券取引法における他の罰則との均衡、こういったものも勘案いたしまして、どの程度のものにすべきかという点についての法務省の御意見を申し上げているということにございまして、今回の改正案の中の罰則につきましては、法務省としましても慎重な審議を経まして、刑罰体系、証券取引法のみなならずはかの法律の罰則等も考慮いたしまして、均衡を欠くものではないというふうな考えを次第でございす。

○稲村稔夫君 私がちょっと伺いたいののは、均衡を欠くものではないというのは、そうすると今度の場合でいけば、大蔵省の側がこの程度にしたいというものが、それが均衡を欠くか欠かないか、こういうふうな法務省の方は相談に乗るだけである、こういうことになるんでしょうか。私の聞きたいことの意味は、時代の進展とともに対応していくためには、例えばほかのところに均衡というよりも、犯罪が起これないようにするというところを重点に物を考えた対応ということと刑事罰の科し方というものが出てくる場合があるんじゃないだろうかというふうにも思ひます。

○説明員(松尾邦弘君) 確かに先生御指摘のとおりでございまして、罰則の審査を我々がする際には、単に主管省からのこういった程度の罰則を設けたいという意見で証券取引法の範囲内で考えるだけではなくて、先ほど申し上げましたが、ほかの法律との兼ね合い、それから今先生の御指摘のとおりやはり時代の流れとかそういうものも、罰則の程度、金額をどうするか、あるいは懲役刑を設けるのかどうかといったようなことも含めまして、時代の流れとかいうのがございまして、そのときどきでやはり大分変わってきております。

そういったことも含めて法務省では罰則の審査に当たっております。今回の改正案におきまして罰則もその結論であるというふうに御承知いただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君 それじゃ大蔵省と法務省と両方に伺いたいんですが、何億という利益を出したとき

に、百万円というのはいや高いですか安いですか。

○説明員(松尾邦弘君) どうも具体的な金額ということになるのかなかなか申し上げにくいんですが、確かに先生のおっしゃいますように億と百万円というところでございます。単位がまた違いますし、非常に乖離があるわけでございますが、直ちにその事案におきまして得た利益があるいはここに言う罰則の構成要件に該当する事案に係るものかどうかという判断等もございまして、今お尋ねでございますが、一概には申し上げられないというところになるかと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほどの御議論を聞いておりました。かつて麻薬、覚せい剤取締法の量刑を本院を含め与野党共同で議論をいたしましたときのことを今思い出しております。当時私どもとしては、覚せい剤事案に対して量刑の引き上げを強く求めました。また同時に、実際の判決において厳しい判決を強く求めました。これは党派を超えての両院の意思であったと存じます。

しかし、今御議論にありましたように、他の法体系における量刑とのバランスというものが私どもの議論において越えがたい障壁として、随分長い時間かかりました。そういう意味では、私どもの感覚からいいますと、その時点において多発している事案に対して積極的に量刑を引き上げていくことによって未然防止の効果もあるという気持ちは、確かにあるわけでありまして。しかし、法を主管しそれによって人を裁かなければならない立場としての議論という中には我々とはまた違う議論があり得るということ、当時嫌というほど私どもは感じました。今の御議論を聞いておりまして、しみじみそのときの議論を思い出しております。

○稲村穂夫君 私がこのことを申し上げているのは、やっぱり私にも落とし場所が一つあるのでありまして、言ってみれば、今大臣の言われたそういう問題がありましょ。が同時に、これからの

私たちの社会体制の中でそれこそフェアな取引がされていかなければ、諸外国からつまはじきされてしまふということもなっていく。その中で我々の体制というものを一つつていかなければならぬ。ということになりますと、チェック体制というものは、これはやはりかなり強力なものでございまして、その辺のところが大変気になるのであります。今の五〇条項を決めたのはいいんだけれどもというふうなことになるようにというところを私は思うものでございまして、特に念押しをして

私の持ち時間は二時三十三分までなんだそうなので、このところどううろろしてると次へ進めなくならないし、途中でまたもとへ舞い戻るかもしれませんけれども、先へ進ませていただきます。

次に公開買付け制度、いわゆるTOBの見直しについて伺いたいのであります。

まず、この見直しをするにによってどのようなことを期待しているのかということでありまして、TOBというのは、現行法体系の中では我が国ではわずかに三件だったというふうになっております。しかもそれはみんないわゆる友好的TOBであって、敵対的TOBは一件もなかったというふうになっていて、このTOBは一件もなかったというふうな制度としては一定程度そういうものが認められていたんだけれどもそれが活用されなかったのか、こういうことがやはり疑問になるわけでありまして、その辺のところ、従来はこうだ、こういうことが欠陥だったんだけれども、これを見直してることによってこういう点で改善されるからこうなるだろう、こんな見直しをお持ちなんだらうと思っておりますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(角谷正彦君) 御指摘のように公開買付け制度を我が国が導入いたしましたのは昭和四十六年でございますけれども、これまで三件し

か具体的事例はございません。昭和四十七年のベンディックス社、昭和五十年の沖繩電力、最近におきましては本年に入りましてオリックス市岡、この三件だけでございまして、いずれも友好的なTOBでございます。

これらにつきましては、必ずしも制度的な理由というよりは、むしろ我が国の社会風土が特に敵対的な買収につきましてなかなか好まれない雰囲気があるといったことや、また、企業買収を行う場合におきまして、あえて市場外において不特定多数を相手にして行うTOBという方法よりもむしろ市場内での取引、国際航業なんかはまさにそういう例でございまして、あるいは大株主相手の相対取引といったことによつて対応することも可能であったといった状況が、その理由ではないかというふうに考えているわけでございます。

そこで、今回の法改正の趣旨でございますけれども、これは昭和四十六年にTOBを導入して以降二十年近く見直しを行ってこなかったわけでございますが、その間外国におきましては種々の制度改正が行われていた。それとの比較で見ますと、最近我が国企業が海外においてかなり企業買収等を行っており、その実例との比較で考えますと、日本の現在の制度は諸外国、特に英米の制度と比べた場合におきましては、例えば事前届け出制を採用しているといったことなどに見られますように、外国の制度よりはかなり制度として制限的であるといった面が免れないわけでございます。そういう意味で諸外国、特に英米のTOB制度を参考にいたしまして、制度の国際的調和を図るといったことを目的として今回の改正を行つたものでございます。

○稲村穂夫君 法務省おいでになりましたね。もうお聞きすることありませんので、どうもありがとうございます。

そこで、ちょっと揚げ足を取るような聞き方をして申しわけありませんけれども、我が国の証券取引の習慣とか環境、そういうものがあるんだと

いうことをいろいろとおっしゃった。一方で今度、諸外国の制度に合わせるというふうにおっしゃった。我が国の風土というものがあろうというのと諸外国の制度と合わせるというところ、何かちよつと矛盾するんじゃないですか。諸外国の制度に合わせるに当たっては、我が国の風土がそれに合わないから制度はつくってもちよつとも生きてこないというところにならないだろうか、そんな疑問が出るんですけれども。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに社会的風土といったことだけから考えますと、制度を直したからといって直ちにTOBが活発になるかということも必ずしもそうはならないのではないかと、一方におきまして、制度そのものが日本はかなり制限的であり、諸外国の方がかなり自由である、しかも日本の企業は諸外国に行つて自由にM&Aというふうなことを行っているといったことからいいますと、制度の要因によりまして、外国の企業が日本の企業を買収するといったことが仮に起こった場合におきまして、制度的な摩擦といったことも考えられるわけでございます。そういう意味では、制度としてはきちんとして国際的な調和をとれたものにしていく必要があるだろうというふうにも考えておるわけでございます。

今申しましたように、確かに社会的風土の問題がありまして、法改正したら直ちにこれがふえるというふうには私どもは考えておりませんけれども、ただ最近におきましては、産業構造を転換するとかあるいは企業のリストラクチャリングといったふうな風潮もございまして、企業買収の件数は我が国において着実に増加していることは事実でございます。そういう中におきましては、将来におきましてはこのTOBといった手法も有用なM&Aの手段として位置づけられることが可能になってくるだろうというふうにも私も考えるわけでございます。そういう意味での環境整備といったこともあり得るというふうにも考えております。

TOBを宣言して公開で株主から株を買い付けるといふ習慣が今まで我が国には余りなかったといふこともありますが、それでも、とにかくそういうTOBをかけるということになりますと、これは市場での時価よりも高い価格をつけないければ株主は売らないということになるわけでしょう。

そうすると、TOBは株価を引き上げるという要因になりませんか。

○政府委員(角谷正彦君) 現実にTOBをかけるケースについて見ますと、市場価格より高い価格をつけることによりまして一般の投資家から直接株を取得するということがございますので、株価につきましてはその買い付け価格まで上昇する要因になると思います。

○稲村稔夫君 ということになりますと、それはM&Aが行われるという情報を事前に入手できれば、そして先回りをして株を買っておけば絶対もうかる、こういうことにもなってくるわけで、そうすると、まさにインサイダー取引の土俵をつくるというふうなことになる危険性というのはありませんか。

○政府委員(角谷正彦君) 今申しましたように、TOBというのは、短期間で企業買収を経営権を取得しようという手段ですから、高い価格をつけるわけでございます。市場価格よりかなり高い価格をつけて短期間に株を集めるという行為でございます。したがって、そういった情報を事前に入手して市場で先回りして買ってあげば、これは確かに利益を得ることになります。そういった意味で、六十三年に御提案申し上げましたインサイダー取引規制につきましては、こういった情報も重要事実といたしましてインサイダー規制の取り締まり対象としていたということでございます。

現に、アメリカなんかの例について見ますと、インサイダー取引の大きな部分がこのM&Aの情報を事前に取得する、そしてそれを先回りして市場で買うということによって行われているケースがかなり多いというふうに聞いております。

○稲村稔夫君 そうですね、だから、先ほど私が今度の国際航業事件も随分しつこく聞いていますのも、そういうことがあるからです。転換社債を発行してということから始まったわけでありますけれども。

それで、あれでしよう、その前にも、例えば昭

和六十三年の三協精機と新日鉄の業務提携の場合というのも、結局、業務提携にかかわっていた社員が三協精機の株を購入して高値で売り抜けたというふうなことが具体的にあったけれども、これはまだ法がある前だったということで、とうとうインサイダー取引と断定することはできなかったですね。

というふうなこともありますが、こういう事件を振り返っていくと、それぞれ、事前に情報をキャッチするということが物すごく魅力になるということになってきます。そういう魅力があるというだけに、それがまた投機的な感覚というものをさらに促進してしまうというふうなことになるんじゃないだろうか。つまり、M&A関連株を買えというふうなことでどんどんそんなところへ投資家が走るというふうな形も考えられ得ると思うわけです。ですから、私がここで心配をいたしますのは、そうしたインサイダー取引というものの対する本当に厳しいチェック体制というものがどうしてもなければ、ここでこういう制度をつくってもまた抜けられて、むしろ逆に株式市場の投機化ということを進めてしまおうというふうなそんなことになっていくんじゃないかなというふうなふうに思うんですけれども、その辺はどんなふうに考えておられますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほどの御議論を聞きながら私の感じておりました点が、今、今度委員から御質問の形で返ってきたわけでありますが、まさにそのインサイダー取引というものの規制がきちんと機能しておりますかと、委員が懸念をされたような問題が生ずると思っております。その意味におきましては、既に法律として決定をいただいておりますインサイダー取引規制というものがこれから先なお十分機能するようにしていかなければならないということが今後の私の務めである、そのように思います。

○稲村稔夫君 インサイダーに非常に重要な関心を持つての対応をしなきゃならぬという大臣の御答弁、それはそれなりに私も大事なことだと思えます。なお、この点についてはまたさらに後でも

う少し伺いたいと思うところがあります。

そこで、ついでのことでありますからもう一つ伺っておきたいんですが、アメリカあたりで盛んに問題になっておりますLBOと上場会社の対応の問題について、これは我が国でどんなふうになるだろうかというふうなことをちょっと予想してごらんになったことがあるでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) LBO、レバレッジ・バイアウトというのは、買収される企業の資産を担保といたしまして、ジャンクボンドといったものを出したりあるいは銀行借入れをするということによりましてTOBの資金調達を行うという手段でございます。これがかなりアメリカでは盛んに行われるようになっておりまして、最近ドレクセル・バーナムという会社が破綻いたしましたけれども、これはアメリカにおいてこういったLBOの手段を開発した最大の大手の証券会社でございます。そういったことがあるわけでございます。それがかなり行き過ぎたTOBの手段として使われているという批判があるわけでございます。

アメリカにおきましては、こういったLBOを規制すべきではないかといったふうなことから、こういった借入れあるいは債券の発行に関しまして、例えば税法上の規制を強化する、損金算入を制限するといった形でのことが議会においていろいろ議論されているというふうに聞いています。

ただ、我が国におきましては、現在の段階におきまして信用度の低いそういったジャンクボンドといったふうな起債の発行というのは認められておりません。そういったことから、我が国におきましては現にLBOという手段を使って企業買収を行うということは行われていない状況にあるわけでございまして、現時点におきまして私どもこれについてどう対応をする必要性はないものと考えているわけでございます。

○稲村稔夫君 LBOはそのほかいわば雇用者の方にもいろいろな問題を持ち込んでまいりますし、そういう意味では我が国に持ち込まれると大

変な問題になってくるであろう、社会的な問題になってくるであろうというふうにも私は考えますので、その辺のところはやはりこれから我が国としてもきちっと対応しなければならぬ問題ではないかと思えます。その点は問題を提起しておきたいと思えます。

その次は、安定株主と称する形でいわゆる株式の持ち合い状態、この実態というのが日米構造協議でもやり玉に上がった問題の一つでもあると思わうんですね。結局、アメリカの企業が日本の企業に対してM&Aをかけるられない、その要因の一つにこういう安定株主と称して株の持ち合いがあるというふうなことがあるんじゃないかというふうなことで、アメリカ側からかなり言われているわけでありまして、この株式の持ち合いの現状というのはどんなふうになっていきますか。

○政府委員(角谷正彦君) 株式持ち合いの現状というものはございませぬ。

ただ、TOBに対する対抗措置といたしましては、例えばアメリカあたりでは自社株取得などが法的に認められているわけでございますけれども、日本においては商法上そういうものは認められていないといったことなどもございまして、現実問題として、日本におきましては株主安定工作といったふうなことにまいりましてこれにかえているといった状況があるというふうに聞いています。

ただ、この株式持ち合いにつきましては、確かに構造協議等でもいろいろ議論があるところでございまして、これを証券取引法上で規制するべきかどうかということになりますと、本来証券取引法といいますのは株式の円滑な流通といったものを目的としたものでございまして、独禁法その他で特段の何か別の政策目的があればともかく、だれがどの程度株を持つかということは基本的に自由なわけでございまして、こういったものを証券取引法等で規制することにはなじまない。現にアメリカにおいてもそういう制度になってい

とということを申し上げているわけでございませう。

○稲村稔夫君 私は、TOBに対する防衛措置として企業がこうした安定株主を求めて、そして持ち合いというのを、これは公開開示制度というところで制度が欧米並みに今までの規制をさらに緩められた形になるということになってきますと、企業の方は逆に今度は防衛策の方を講ずるといふうなことになる。そうすると、これは私は、市場を育成していくという意味では逆の面が出てくることを恐れるわけであります。

つまり、株式の持ち合いの比率がどんどん大きくなっていく、そして市場に回る浮動株の減少というのが起ってくるというふうなことになる。つまり、これはやっぱり株式市場の正常な育成という点では問題があるんじゃないでしょうか。特に我が国では法人所有化が進んでいくって個人所有の割合が減るという傾向があると思ふんですけれども、それだけに持ち合いの問題というのはいくらもまださらに摩擦の原因になっていくんじゃないかということをお慮するのであります。その辺はどうでしょう。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに委員御指摘のとおり、株式市場、特に取引所の市場が円滑に機能するためにはかなりの個人投資家が必要であると思ひます。そういった意味では、特定の少数の者が株式持ち合い等によりまして株を買ひ占め浮動株が少なくなるといったことは、取引所の機能のあり方といった面からいっても望ましくないことであるというように考えているわけでございます。

ただ、そういった意味で、東京証券取引所におきまして、上場するに当たりましては株主数あるいは少数特定者の持ち株比率、これが一定以下でなければならぬ、具体的には例えば大株主が所有するような、あるいはその関連会社が所有するような少数特定者の持ち株比率を原則として七〇％以下にするとか、あるいは規模に応じまして株主数は何千人以上でなければならないようにすると

か、そういったルールを決めまして、それを下回るような企業につきましては上場を廃止する、これは一定の猶予期間がもちろんあるわけでございませうけれども、廃止するといったふうな措置をとっておるわけでございまして、そういったことを通じまして個人株主の数あるいは浮動株の数といったものについて一定限度以上は確保したい、こういう政策をとっておるわけでございます。

これに加えて、御指摘のような市場の機能化現象ということが進み過ぎますと、これまた市場におけるボラティリティを高めるといったような問題もございませう。そういった面から、個人株主を育成するという方策が非常に大事であるとして、証券取引所あるいは証券業協会等におきまして、現在、鋭意個人投資家をふやす方策、そういった問題についていろいろ検討を開始しているといった状況にございます。

私もそういったしめしめ、そういった検討結果も見ながら、今後そういった方面での施策を充実していく必要があるだろうというふうに考えているわけでございます。

○稲村稔夫君 もう時間がなくなりましたから、あとまとめて伺ひたいと思つております。

それは、先ほど来ずっと問題にしていまして、インサイダー取引、これは五〇％ルールが今度でございまして、その中で、店頭市場というのでも対象になるということ、これは私も評価がでる、そう思うんです。しかし、証券取引法の百九十条の二においては、インサイダー取引の対象から今度は店頭登録株を除外することになりますね。これは本来であれば、今回せっかく五〇％ルールをつくるんですから、その五〇％ルールに合わせたい。当然この店頭登録株も対象にしたいんではないかと思うんです。特に店頭市場には個人投資家の新規参入というのがふえているわけですから、一月に一億を超えるなどというふうにも言われるわけでありませうから、そうすると当然取引規制の対象にすべきではないかというふうに思うんです。

す。それから、それにすぐ続いていることであります。が、外国との協力問題というのがありますけれども、これは外国から、例えばアメリカからインサイダー等のあれについて情報の提供を求められるというふうなことに對してどの程度のことか、こたえられるんですかというふうなこともなっております。

私がこんなことを言いましたのは、インサイダーに対するチェック機能として我が国はアメリカのようにそれ専門のチェック体制というのが必ずしも十分じゃない。いや、比べたら、証券局の皆さんは一生懸命やっておられるけれども、かなり問題なんじゃないだろうか。インサイダーは今度大蔵省の証券局でもってチェックしていただくでしょう。今度の五〇％ルールについてのチェックもおたたくでやらなきゃならないわけでしょう。一体おたくに何人いるんですか。そして、専門にこれにかかわる職員というのが何人ぐらいいるんですかということにもなってくるんですよ。

そういう中でアメリカから情報を求められる、それにこたえられるような情報が提供できるのかどうかという問題、同時に今度、制度の違いの中からおくる我が国での情報を提供できる限界、守秘義務とかかわりだとか何とかというふうなものもあるでしょうが、そういったものをどう考へておられるのかということも伺ひたいわけでありませう。

特に大臣には、私は、こんな状態で本場にチェックできるんですか、むしろチェック体制というのはいくらも強化をする、それこそ専門のチェック体制でもつくっていかねければ今のうちに大きく膨れ上がった市場に對応できないんじゃないだろうか、こんなふうにも考えておりますので、その辺の御見解を伺ひたいというふうに思ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 大臣がお答えする前に私の方から、まずお尋ねの事務的な点についてお答え申し上げたいと思ひます。

まず、インサイダー取引規制を店頭登録にも適用すべきではないかというお尋ねでございますが、インサイダー取引規制というのは売買取引に對する一般投資家の信頼といったものを確保するためにつくった制度でございます。そういった意味では、広く一般投資家が投資対象としている証券を対象とするということでございます。まずその規制の対象といたしまして、現時点におきましては取引所取引の対象となつていて株式等を対象にしているわけでございませう。したがって、店頭銘柄につきましてはまだ取引は小さいとかというふうなこともございまして、現時点におきましてはこれはインサイダー取引規制の対象とはしてないという状況でございます。

ただ、御指摘のように、最近では店頭銘柄もだんだんふえてきてはおります。そういった状況もございませうので、店頭市場におきましては取引の状況、それからもう一つは市場監視体制をきちんとして上でこれをやらなくと実効性が期し得ないといった問題もございませう。そういった市場監視体制の整備、これは私ももちろんでございませうが、これを監督しておりますところの証券業協会におきましては十分な監視体制をとつてもらう必要がある。こういった整備状況等も踏まえて、今後前向きに検討していきたいというふうに考えているわけでございませう。

それから国際協力によって調査する問題でございませうけれども、これにつきましては、不正取引に関する情報とか、あるいは相互に進出しておりますところの証券会社の財務状況でございませうとか、あるいは有価証券報告書のようなディスクロージャーに関する情報とか、いろいろなものが考えられるわけでございませう。ただ、私どもの大蔵省というのは行政官庁でございまして、司法捜査権限を持っておりません。そういった意味から、今回の法案において御提案申し上げているのは、司法的な問題につきましては別途司法共助法という手続によってやっていただくことといたしまして、私どもといたしましては行政上の調査に

対応してできる限りの調査協力はしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員から御指摘がありました問題は、将来を考えますと私どもがいろいろな点から考えてみなければならぬ問題を含んでおります。

今局長は行政官庁としての限界の中でお答えを申し上げたわけでありますけれども、私は、一つ考えなければならぬのは、証券行政というものも広い意味での金融行政の一つの柱でありますから、例えばアメリカのSECのようなものをつくりまして準司法的権限を持ちました場合には、逆に証券行政というものを金融行政の中から取り出して独自の位置づけをしなければならぬということになるであらうでしょう。その場合に、果たして金融行政の運営の上からそういう仕組みがうまく機能するかどうかといった問題が生じはしないかという心配がございます。

しかし、そうしたことはこれから先も私どもは考えていかなければならないことでありますし、現実の市場の流れを見ていって、そういうものをつくる必要が生じないことを私は期待をいたしますけれども、監査体制、審査体制というものの充実強化というものは、そうした大きな問題とは別に、これからの心がけていかなければならない、そのように考えております。

○稲村稔夫君 終わります。

○和田教美君 仕手集団光進グループの株買い占めによる国際航業の乗っ取りをめぐって、国際航業の元経理担当役員ら四人が自社の株が買い占められていることに便乗して株の売買を行って合計九億円を脱税したとされる事件で、東京地検特捜部が昨夜脱税の疑いでこの四人を逮捕いたしました。この事件については既にいろいろと議論がされておりますけれども、私も二、三点お聞きしたいと思っております。

まず、法務当局にお尋ねしたいんですが、事件は脱税容疑ということなんですけれども、国際航業株をめぐっては、政治家周辺への株や転換社債

の譲渡、国際航業の旧経営陣による防戦買い、株価操作など各種の疑惑が取りざたされております。そして国民は、この逮捕をきっかけに、我が国としては最初の敵対的M&Aを舞台としたこの事件の真相にメスを入れていただきたいということを期待していると思っております。そこで、どれだけの決意を持って捜査当局はこれから臨まれるのか、まず法務当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○説明員(松尾邦弘君) 東京地方検察庁は、昨日、御指摘のように所得税法違反の事実で国際航業株式会社元取締役ら四名を逮捕しております。検察におきましては、この所得税法違反の事実について今後捜査を遂げまして適正に処理するものと思っております。

また、先生お尋ねのこの国際航業株式会社の事件をめぐりましてさまざまな新聞報道がなされていることは、検察当局も承知していることと思っております。ただ、それ以上に検察当局がこの問題に關しては持っている関心を持っているかと、あるいは持っているのか、そういったことにつきましては、その事実の一環の所得税法違反の事実について現に捜査中でございますので、私からその点についてどうこうというような答弁を申し上げることは差し控えたいと思っております。

○和田教美君 この四人の逮捕は、東京国税局の査察、東京地検に対する所得税法違反の告発に基づいたものでありますけれども、査察、告発に至るまでの国税庁の対応について国税庁当局から御報告をお願いいたします。

特に、今も申しましたように、自分の会社の株が買い占められているというのを知りながら、それを利用してとにかく大もうけをしたということですから、非常に事件としては悪質だということに思っておりますけれども、その辺についての査察の実態でも参考になることがあれば同時に御報告をいただきたいと思っております。

○政府委員(龍宝雄男君) 昨日東京地検が国際航業の元役員ら四名を逮捕いたしました点は、今

法務省からの御答弁にもございましたけれども、これらの者につきましては、私ども昨年春に東京地検に対して所得税法違反の疑いで告発をいたしているものでございます。

ただ、お尋ねの内容、どのような形でこの事件を取り上げまた告発に至ったかというのには、税務の調査の内容にわたりますのでお答えを差し控えてさせていただきます。ただ、私どもは税の立場から、株取引による所得を免れていた場合にどこに税法違反があるかというこの観点からこれは調査をいたします。その背景に、例えば先生から御指摘がありましたように自社の株の関連でありますとかそういう問題ももちろん背景にござい

ますけれども、私どもの調査の視点というのはあくまでも税法違反、所得逃れがどこにあるかという観点で調査をいたしているわけでございます。○和田教美君 そうすると、やっぱりどうしてもこれは証券局長の分野になると思うんですけれども、この事件は政治家周辺への株あるいは転換社債の譲渡、防戦買い、株価操作など、証券行政の立場から見ても非常に重大な関心を持たざるを得ない問題がたくさん含まれております。

今も指摘しましたように、所得税法違反の問題についても、自社株が買い占められていることに便乗して自分がおうけするというのは非常に悪質だというふうに思っております。また、国際航業の旧経営陣による防戦買いは、子会社あるいは関連会社、こういうものを使って行ったということになつておりますけれども、本当にそうなのかどうか。国際航業自体が全く関係がなかったのかどうか。もしあったとすれば、商法の二百十条違反になるおそれがないかどうか。

それから、防戦買いという会社業務の重要事実を利用した株売買ですから、これは当然インサイダー取引だと思っております。ただ、先ほどから答弁がございましたように、改正証券法の施行以前の問題ですから罪にはならないということかもしれませんけれども、しかし、今後の証券行政の重大な参

考になると思うんですね。

それから転換社債の問題ですが、これも、この転換社債で、株の値上がりで買った政治家及び政治家周辺が一億円ぐらいもうかったという説もあるようなことで、果たしてこの転換社債の政治家などへのはめ込みというものが親引け禁止前なのか後なのか、その辺のところも疑問があるわけでございます。

いずれにしても、先ほど言いましたように、我が国最初の敵対的M&Aをめぐる事件ですから、証券行政の立場からどういう点にこれから重点を置いて究明して、そしてどう行政に生かしていくか、その辺の見解を伺いたい、こう思います。

○政府委員(角谷正彦君) 御指摘の事案につきましては、先ほど申しましたように現に捜査当局で検討中の話でございますし、何分インサイダー取引等につきましては法律が施行される以前の話でございますので、私どもこれについて具体的な調査をいたしておりません。そういった前提で一般的なお答えをお許しただきたいというふうに思うわけでございます。

まずインサイダー取引の問題でございますが、これは先ほどからお話ししましたように、買い占めの対象とされた会社の役員が取締役会で決定した防戦買いという重要事実を知って、そしてその当該株式の売買をして利益を得たということ、明らかにインサイダー取引に一般的には該当するということに思っています。ただ、先ほど申しましたように、この新聞報道に伝えられる限りにおきましては、この事案というのは昭和六十二年ないし六十三年の事案でございますので、この法律の刑事罰の施行というものは平成元年四月からでございますので、この法律の適用ということとは考えられないというわけでございます。

と同時に、こういったことと関連いたしまして役員が自社株の売買といったことで利益を得るといったことにつきましても、これは会社の方が返還請求権を持つというふうな規定もあるわけでございます。少なくとも現在そういうものが起こり

またした場合には、そういった問題をやらんだ事案であるというふうに考えているわけでございませう。

それから株価操作の問題でございすけれども、これにつきましては、東京証券取引所におきましてもかつて調査をした事例があるようございす。現実には株価は、この買い占めによりまして、六十二年五月ごろまでは二千円ぐらいの水準の前後で推移していたわけでございすけれども、六月以後急上昇いたしましたして、大体十月ごろには七千円というふうなピークに達してございす。そういった株価が非常に急上昇したということもありまして、東証において株価操作等の実態がないかどうか調査したようございすけれども、こういった問題につきましては、株価操作という事実があったという報告は私も受けておりません。

ただ、この問題につきましても、私もとしましては、株式の不正な取引によりまして株価操作、そういった事案があれば、これは適切な対応をする必要があるといったことから、今後とも東証などとも密接に協力いたしながら常時この監視体制を強化してまいりたいというふうに考えているわけでございす。特に今年七月からは、私も証券局におきまして証券取引審査室というのを設置いたしましたして、従来この関係の人間が七名いたのを十名増員いたしまして十七名という体制でこういった株価監視等の体制を整備していくというところでございます。今後とも適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから転換社債の問題でございすけれども、確かに国際航業が昭和六十二年二月に百億円の転換社債を発行したという事は承知いたしております。ただ、御指摘のようにそういうものが政治家その他に回ったかどうか、こういった事実については私も承知いたしておりません。また、この国際航業の転換社債につきましては、発行枠百億円の二五％に相当する十五億円の部分が親引けによりまして販売されたというふうに主幹

証券から報告を受けておるわけでございす。その親引けの先につきましましては私も承知いたしていないわけでございす。

なお、この親引けにつきましては、昭和六十六年四月に原則禁止ということにいたしましたして、さらに平成元年十二月からは証券局長通達によりまして全面的には原則禁止という措置をとっておりますので、今後はかかる事態は起こらないものというふうに考えているわけでございす。

○和田教美君 これは大蔵大臣、ちよつと突然の質問で恐縮ですけれども、今いろいろこの問題についての議論をお聞きになっていて、大蔵行政として特にどういうことを、先ほどはインサイダー取引を厳重に取り締まってくることが必要だということをおっしゃってございすけれども、それ以外にどういうふうな感想をお持ちかということが一つ。

それから政治家橋本として、こういうふうな今度の事件でも株主とか転換社債が相当政治家に流れて、そしてその買い戻しなどが行われていて、そして仕手戦による株の値上がりによって転換社債のうけが、さつきも言いましたように一億円も政治家の懐に入ったというふうな報道もあるわけでございす。これはリクルート事件以来の問題ですけれども、安易に株主とか転換社債がそういうふうな形で政治家にはめ込まれるというふうな問題について、政治家の立場から非常に自戒しなければいかぬ問題だろうと思ふんですね。その辺についてどういう御感想をお持ちか、ひとつお答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 現に捜査が開始をされている状況の中で個別具体的な問題についてお答えをするのはいかかと思ひますが、一般的に申し上げさせていただきますと思ひますけれども、やはりこうした何か外から見えておりましたるどろした話というのは本当に楽しいものではありせん。殊にその中で、既に税法上の問題が提起をされ、その時点においては違法行為ではなかったかもしれないが、現在の法基準からすれば

当然問題となる例え親引けの問題、御提起をいただきましたもの、あるいはインサイダー取引といったもの、こしばらくの間にさまざまな問題点として提起をされて法改正を進めてまいりましたものが、皆この中から浮かび上がってくる。こうしたことは本当にうれしくないことであると思ひます。また今後あつてはならないことであると思ひます。今後の捜査の進展の中から逆に今後我々が心がけるべき点が明らかで提起をされることを半ば期待し半ば恐れております。

○和田教美君 実は証券法の改正案の内容についても二、三お尋ねしたいと思つていたんですけれども、稲村さんが全部聞いちゃつて私の聞くものがなくなつたので、それは割愛をいたしましたして、今話題になつております銀行、証券業務の見直し、いわゆる銀行、証券の相互乗り入れ、この問題について一、二お聞きしたいと思ひます。

この問題の検討を進めている証券取引審査会が六月中旬に同研究会の報告をまとめるということ、既に第二部会の中間報告案なるものが新聞にも発表されております。また同時に、金融制度調査会も同じような問題についての報告を出すというところで、長年の懸案である業際問題についての結論もだんだん大詰めに近いという感じが持つわけでございす。さらに、この金融制度の改革についての基本指針なるものもあるというふうなことが先日新聞にも出ておりました。

これらを総合いたしますと、銀行、証券会社の相互参入方式は、銀行、証券とも子会社方式である、それが一点。しかし当面中小証券を保護するために銀行子会社の証券業務への参入は漸進的、段階的に行う。そして、その取り扱う分野もとりあえずは普通社債の引き受けなどに限つて、株式売買のブローカー業務などはやらせない。それからまた、いわゆる子会社参入方式というものについては、平成元年の金融制度調査会の中間報告では、業態別子会社方式と特例法つまり投資銀行方式というのが併記されておりましたけれども、こ

のうちは前者の業態別子会社方式というものが有力である。こういうふうなことで各新聞の報道が全く一致しているわけでございす。

そこで、もちろんまだ証券審議会からの報告も出ていない段階でこういうふうな決まったというふうなことはあるいは大蔵省としては言えないかもしれないけれども、少なくとも流れとしてどういうふうになつておるのか。相互参入の方式は子会社方式である、それから、とりあえずは証券界に参入する銀行の子会社については株の取引などは認めない、こういうことでもう既に合意あるいは一致しているのか、その辺についての御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員がはしくも述べられましたように、第一部会、第二部会の報告は近日中に中間的な取りまとめの報告書が出されると承知をいたしております。それだけに、私も内容をつまびらかにいたしておりましたが、証券局長の方から現時点において申し上げられる範囲内の御答弁をさせていただきます。

○政府委員(角谷正彦君) 証券取引審査会の状況について御説明申し上げたいと思ひます。

証券取引審査会というのは、委員御指摘のいわゆる業際問題のみを扱っているというわけではございせん。かなり幅広くいろいろな点から資本市場に関する諸問題を扱っているわけでございまして、今大臣がお答え申しました基本問題研究会の第一部会におきましては、金融の証券化に対応した法制の整備といった問題について議論しております。第二部会におきましては我が国資本市場のあり方全般につきまして議論をしているといった状況で、それぞれこれらをまとまして近く基本問題研究会にその報告が提出される、こういう予定でございす。

また報告が提出されておられないので、余り具体的なことを申し上げるのはいかかと思ひますので、その点はお許しただきたいと思ひますけれども、我が国資本市場全体のあり方につきましては、効率性、国際性、健全性または安定性、こ

ういった三つの基準に従いまして、運用面あるいは制度面それぞれにつきまして検討を行っております。

そこで、改善の方向といたしましては、第一には十分な競争が行われるように既存の諸制度、諸慣行で実情に合わなくなったものを見直していくべきではないかという方向づけ、第二点には、現在の証券取引法が制定後四十数年を経ているといったことから、最近の金融の証券化等いろんな環境の変化に対応いたしましてこういった制度の十分な見直しを図るべきではないか、こういった議論が行われているわけでございます。なお、第二部会におきましては、先生御指摘の業際問題についてはいわゆる証券業の担い手といった問題もあわせて議論されているという状況でございます。

そこで、御指摘の銀行、証券のいわゆる業際問題でございますけれども、銀行と証券による証券業務あるいは銀行業務への相互進出といった問題につきましては、金融の自由化とか証券化、こういったものが進展してきているという状況のもとで、新しい両方にまたがる新商品の開発でございますとか、あるいは競争を促進するという点でございますとか、あるいは国際的な調和といった面からは、意義があると考えられるわけでございます。他方におきまして、銀行が証券に参入する場合におきましては、利益相反の発生とか、あるいは競争条件の不均衡とか、銀行の経営の健全性の阻害といった弊害も予想されるわけでございまして、こういった問題への対応といった点も含めまして、引き続き関係者間でなお十分な検討を必要とするという状況にあるわけでございます。

今委員が御指摘のように、子会社方式といったことにつきましても、こういった弊害を防止する一つの方策として、例えばアメリカで行われていますように銀行に証券子会社の設立を認める、その間に厳正なファイアーウォールといったものを設けまして弊害を防止する方策が考えられるのではないかと、これが一つの方策として審議会の中でかなりの議論が行われたことは事実でございます。

すし、そういったことについても報告書で恐らく触れられるだろうというふうに思っています。しかしながら、どういった措置をとれば弊害が十分に防止できるか、あるいはどういった措置をとれば相互参入に伴いますところの市場の混乱といったものを防止できるか、こういった問題につきましてもはさらに引き続き検討する課題がかなりあるわけでございまして、これだけ物事がすべて決まっているというわけではございません。

特に御指摘になりましたところの株式のブローカー業務等に関する問題でございますけれども、一般的に申しまして、こういった相互参入が行われる場合におきましては、市場の安定性、市場の混乱といったことを防止する、そういった観点からいいますと、その参入の分野なりテンポといったものは漸進的あるいは段階的に行われる必要があるんじゃないかといったことが大きな議論になっておりました。その中で、なかなか株式のブローカー業務につきましても、中小証券の経営、営業の主力であるといった問題でございますとか、あるいは銀行がこういったことを従来やってこなかったという歴史的経緯、こういったことを踏まえて特に慎重に対応すべきであるといった意見が出されたことは事実でございます。

ただ、こういった問題につきましても、今後、近日、基本問題研究会において十分な議論が行われる予定でございますので、その報告が正式に提出されるまでの間は、この程度の答弁で御勘弁いただきたいというふうに考えているわけでございます。

○和田教美君 何か回りくどい答弁でございましたけれども、まあ各報道がこれだけ一致しておるといふふうなことから見て、今私が言ったような二点、つまり子会社方式、それから今局長も答弁されました、つまり当面は株式ブローカー業務は銀行の子会社の証券には扱わせないというふうなことはもう決まっているというふうに私は思うんです。

その前提のもとにもう一つお聞きしたいんです。

けれども、銀行、証券の相互参入については都市銀行などが積極的でございます。ところがその反面、証券業界では、特に中小証券が今お話のあったように自由化という名の弱者切り捨てだというふうな反発をしているというふうな報道がございます。また信託銀行も、私の承知しているところでは、各業態が一挙に信託業務に参入してくれば草刈り場になると危機感を持っておるといふことでございます。

そこで、中小証券会社に銀行あるいは信託子会社の設立を仮に認めるといたしましては、実際にそれをつくるような力があるかどうか、また、地方銀行も子会社を設けてまで証券に参入する余力があるかどうか、こういった点についてもいろいろ疑問視する声も出ておられるわけでございます。また一方、株式を扱えない銀行の証券子会社というものがどこまで続くのか、国際的に問題がないのかというふうなことも問題になっております。それで結局、銀行、証券業の双方とも子会社をつくらせて参入するのは都市銀行だとかあるいは大証券、こういったものに限られるというふうな事態になれば結果的に金融の寡占化が進行するということにならないのかどうか。

これらの問題点についてはダイレクトにお答えにくいかもしれませんが、見解をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(角谷正彦君) これは私どものみならず金融機関の各業態間にわたる問題でございますので、まず私の方から証券取引審議会における議論についてお話し申し上げたいと思うわけでございます。

委員御指摘のように、この問題につきましましては、いろんな業態、都市銀行、長信銀行、生保、信託、あるいは証券会社、証券会社の中でも大きな証券会社、中くらいの証券会社、小さな証券会社、いろいろあるわけでございますが、それぞれ立場からいろいろ議論が行われました。そういう意味では、確かにそういった問題につきましても部会全体が何か特定の方向で結論を得ていると

いう状況にはないわけでございまして、御指摘の問題を含めましてかなりの程度今後の検討にゆだねられている分野が多いことは事実でございます。

したがって、今回の私どもの出します中間報告は、現時点におきますところのそういったいろんな議論というものを整理いたしまして、おおよその方向づけをするといった程度のものであるんじゃないか。今御指摘のようないろんな問題につきましましては、今後、先ほど申しましたように、どういった方策をとれば参入に伴う弊害を十分に防止することが可能になるかとか、あるいは参入に伴いますところのいろいろな市場の混乱といったものをどうやって防止できるかといった観点等も含めまして、それぞれの金融各業態間の実情といったものも十分その段階においては考える必要があるわけでございまして、さらになお検討しなければならぬ課題であるというふうに認識しているわけでございます。

○和田教美君 私の時間なくなりましたから最後の一回ですけれども、この相互乗り入れ、相互参入の問題については大体いつごろまでに結論がつくのか、それが一つと、それから、仮にそういった乗り入れ方式をとった場合に外国からの銀行とか証券とかそういうものが入り込んでくるのかどうか、その辺の見通しはどうでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) この点につきましては、私どもの証券取引審議会のみならず、金融制度調査会におきましても既に昨年五月に「新しい金融制度について」といった中間報告を出されておりました、そういった意味でこれらについてもさらにいろいろ具体的な検討が継続されているという状況でございます。

証券取引審議会におきましても、先ほど申しましたように、かなり今後検討すべき課題が多いといったことから、さらに十分な議論が続けていく必要があるというふうに考えているわけでございまして、私どもは大蔵省全体としましてこの審議

結果を踏まえて全体的な立場から適切に対応していく必要があると思ひますけれども、スケジュール等につきましては現時点で確たることを申し上げることはなかなか困難であるという事情は御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、外国の銀行あるいは証券会社の参入の問題でございますけれども、外国の銀行、証券会社の国内の証券業への参入といった問題について申し上げますと、外国銀行につきましては、その出資率が五〇％以下の海外証券現法の支店という形で、既に日本におきまして外国銀行系のものが二十九社証券現法を設立いたしております。そのほかにも当然のことながら証券会社系のものが二十四社ございまして、合わせて既に外国の銀行あるいは証券会社系の証券現法が五十三社設立されておるわけでございます。また、外国の証券会社につきましても、米国籍の証券会社が同様に海外銀行の現法の支店という形で我が国における銀行業務への参入を希望しているわけでございまして、これにつきましても現在銀行局において前向きに検討されているというふうに聞いています。

そういう意味で、現在外国銀行、外国証券につきましては、現行制度の枠内で既にかなりの証券業務を行っているという実情にあるわけでございます。

○近藤忠孝君 T O B の改正理由でありますけれども、「証券市場の国際化の進展に伴い、諸外国の制度との調和を図る等の観点から」ということであります。要するに、外国で行われていることが日本で行われていないから日本の企業はどんどん海外で買っていくというじゃないかということとがその理由であります。果たしてそれでいいのかどうか。企業買収競争そのものについて私はもつと根本的に深く考える必要があるんじゃないか、こういう立場から質問をいたします。

まず、アメリカでの例えば L B O あるいはジャンクボンドの実態について、先ほど来答弁があったとおり、大臣も局長もこれは十分御承知だと思

うんですね。大変不健全なやり方が横行していると思ひます。買収した企業を解体して売り払うための目的だけで買収するというふうなことは日常茶飯事だということですが、大臣にお聞きしたいことは、このような T O B や L B O などの買収戦争がその国の経済にとって有益とお考えでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私はこれは、有益と見るか有益と見ないか、その見方一つであらうと思ひます。そういう企業買収活動が盛んに行われていることをもって非常に活発な経済の体制であるという言い方をしようと思へば、それもできるであります。ただ、私は余り好きじゃありません。そして同時に、先ほど委員は述べられた中で日本の企業の海外における企業買収に触れられましたけれども、日本の企業が海外においてこうした行動を行っております場合に、敵対的買収に よつてその目的を達したということはない、その意味では国内における日本企業の風土というものがそのまま国際社会においても持ち出されている、私はそんな感じで見ております。

○近藤忠孝君 大臣は好きでないとおっしゃったけれども、私も、好きでない以上に大変不健全な、資本主義社会そのものが大変不健全に進んでいるんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) そんなことないですよ。共產主義社会よりいいですよ。

○近藤忠孝君 いやいや、日本共産党は、ちよつと横へ行っちゃいますけれども、資本主義社会で活動する以上は、資本主義社会でも民主主義を進むんですよ。だから、橋本さんは頭がいけないじゃないか。これは余談であります。申し上げておきます。

それで、不健全の理由は、単なる株式交換から借入金でのこの利用へと戦術が変わること、合併、買収がアメリカ経済全体に及ぼす影響が一段と大きくなっている、金融的操作と投機がアメリ

カ経済全体を覆うようになって、こういう指摘がされております。買収した企業も買収された企業も借金づけになって、労働者の大量解雇というふうな事態も発生しておるわけですね。

ですから、先ほど局長からも答弁がありましたけれども、アメリカでもこういう問題に気がつきまして、こうした敵対的な企業買収戦争に対しては一定の規制をしようということ、先ほど税法上のチェックの話がありましたけれども、例えばアメリカの上院、下院では L B O のチェック、T O B 乱用のチェック、こういった法案が相次いで提出されております。それから州レベルでも随分たくさんありますが、省略いたします。イギリスでも同様の動きがある。カナダ、オーストラリア、フランスでも同様。となりますと、諸外国ではこういう T O B などの弊害に気がついて、これにむしる規制を加えていこうという、これが今の現状です。

こういうときに、逆に我が国で規制を緩和しようというのには、これはどういうわけでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに企業買収の手段としての T O B ということ自身は、企業買収自身が産業構造を再編成していくとか、あるいは企業がリストラクチャリングしていくとか、あるいは新規事業に進出するための一つの手段として、これは使い方によっては非常に有用な手段であらうというふうに思ひます。

ただ、御指摘のように一部アメリカで行われているような形で、例えば L B O というふうな手段を使いまして買収される企業を担保としてジャンクボンド、いわゆるくず債券と言っておりますけれども、そういったものを発行するということがまた市場面等においていろいろな影響を及ぼし、あるいはいわば企業転がしの風潮を助長している、こういった弊害もあることは事実でございます。

ただ、今回御提案申し上げておきますところの公開買付け制度といったものは、公開会社である以上は株式の売買は本来自由なわけでござい

ましても、そういったことについて一定のルールを課すことによりまして、つまり具体的に言いますと、届け出書を提出させ取引状況をはっきりとディスクロースさせるといったことによりまして株主の平等待遇の保障を図る、そういった投資家保護のためのルールをつくらうといったこととでございます。

そういった意味で、私どもこの法律をつくるということは、別に企業買収を促進させようとかあるいはこれを禁止しよう、抑制しようとか、そういったことではなくて、むしろ企業買収の手段というものがあつて、そして T O B という手段を使う場合におきましてはこういふたきちんとしたルールを図ることによりまして株主の平等待遇の確保あるいは投資家の保護を図っていく、こういうものであるということを御理解いただきたいと思います。

○近藤忠孝君 私は、規制を緩和することが世界で起きていることに逆行するんじゃないかということをお聞きしております。

特に私が問題意識を持っておりますのはアメリカで起きている事態、これは経営者が会社を食い物にする。例えば、元来経営者は会社のために働いているはずですが、そうじゃなくて、会社を乗っ取り、あるいは会社を切り売りし、あるいは会社を手に入れるなど会社から金をせしめる、これが横行しているわけですね。要するに株式会社の原理が逆立ちしたような現象が起きている。私は決して資本主義者じゃないけれども、逆の立場だけれども、これは民主主義の立場から放置できないと思ひます。

それからもう一つ、上場会社を乗っ取った後、非公開にする。要するに閉鎖的な私的会社にしちゃうなど、これは株式会社に死刑の宣告をするようなものです。こういう事態というのは、株式会社というシステムが時代に適合しなくなつたというんじゃないか。奥村さんが書いた「企業買収」という本によりますと、「株式会社が「死に

んですけれども、それだけに大蔵省に届け出るというだけのことでは、それが実効が上がるのかどうかという懸念を大きく持っているわけなんです。そういう意味から、先ほども聞かれておりますけれども、アメリカのSECなんかと比べて、調査のスタッフ並びに権限、そして罰則、それから一般の株主からの損害賠償の請求とかということの難易度、こういったものの比較を御説明いただきたい、こう思うんです。

○政府委員(角谷正彦君) ちょっと今資料がございますので、概略を説明したいと思います。
アメリカの証券取引委員会、いわゆるSECと日本の証券局でございますが、やっている仕事につきましては、発行市場におけるディスクロージャーの問題あるいは株価監視、あるいは証券会社等の監督等、その内容において大体対象として取り上げている範囲には余り差がございません。

ただ、SECにつきましては、これは一種の行政委員会でございます。準司法的な権能を持っているという意味では、確かに行政官庁である我が国の証券局よりはやや権限が広いといえます。か、どちらかといえば、日本の公取委員会に近いような組織でございます。それに対して、私どもの証券局は純行政官庁でございます。司法捜査権につきましては、警察でございますとか検察庁でございますとか、そういった捜査当局に依存している、こういうことでございます。

そこで、定員でございますけれども、SECは現在、一九九〇年の予算では二千四百五十一名ということになっております。それから大蔵省の証券局は、昨年の平成元年の予算におきましては本省と財務局を含めまして大体四百六十七名ということになっております。なお、平成二年の予算におきましては、本省あるいは財務局それぞれ十名ぐらいつつ増員していただいているということでございます。

行政庁がこれを監督されるということであれば、いつまでたっても、大蔵省なら金融業者を保護されるし、通産省なら普通の生産業者を保護されるというような体制である以上は、同じようなところでチェックするのではこれはなし得ないだろうというものが、これが今までの事実だったと思うんです。こういったことから日本は特殊体質だと言われるのであって、日本もやはりもう一度考え直して、このような法律をせっかくつくったならば、これに罰則がある以上はそれに違反すれば犯罪なんです。犯罪ということであれば、これは第三者的な機関がしっかりとそれを担保していくという方向づけをしない限り、本当に日本は特殊だと言われるだろうと思えます。アメリカから言われたから少々こういう形をつくればそれでいいんだらうという安易な考えでおられると、これは非常に間違つたものになっていくのではないかと、こう思うわけです。

確かに、今までは日本は経済大国でもなかった。しかし、十年ぐらゐ前から大変な発展をした。それだけに世界からも注目されている。また今、東側というものが自由経済圏に入ってきた。それだけに自由経済圏そのものがもう東側に対する目的がなくなってきた。同じような土俵、同じような倫理観を持たない者とは取引するのは嫌だという考え方をされた場合にまた慌てふためいて独禁法を強化するとか、あるいは罰則を強化するとか、あるいはスタッフを充実するとかいうようなことをやるというのは非常にみづみづかしいことなんです。私は日本自身、日本の国民の選択でひとつ立派な法律をつくって、これは単なる金融行政だけの問題ではないというように申し上げたいと思うんですが、大蔵大臣の御意見はいかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほども申し上げましたように、私は、将来にわたって現在のままがいいと申し上げておるわけではありませぬ。ただ、現実には広い意味での金融行政の中の大きな柱の一つである証券行政というものを完全に切り離して準司法機関の手にゆだねた場合に、果たしてそれがうまく機能するかどうかということは私は本当に不安を持っております。

と同時に、先ほど局長が御答弁申し上げましたように、我が国の場合、許可制をとっている中で証券業者の数は百をもつて数えられる範囲であります。アメリカは万を超える証券業者というものが存在しているわけでありませぬ。当然その取り締まりの体系、チェックの仕方、機構の大小というものに変化があるであらう。そして、私はそれよりも、インサイダー取引であれ親引け禁止であれ、また今回の五〇五ルールであれ、これらがきちんと維持されるようにむしろこれから努力をしていくことの中で将来を考えていくべきである、私はそう思います。

と同時に、もう一つの問題は、先ほど稲村委員に私はたまたま麻薬、覚せい剤取締法の例を申し上げたわけでありませぬが、実際に刑事罰を定めておりました。それが司法の場において非常に軽い量刑しか認定されない、かつての覚せい剤犯罪というものはまさにその辺が問題だったわけでありませぬ。そうしますと、法律がきちんと維持されその刑事罰が十分に機能するように司法の場で行使をしていただける状態にしておくことの方が、実効の上がりづらい量刑の上限を引き上げることよりもむしろ先ずべきではなからうか、率直に私はそんな感じを持っております。

○委員長退席、理事堀原清君着席
しかし、今委員が御指摘になりました御意見というものは、先刻来の各委員の御意見とあわせて、私どもがこの法律を運営してまいります上で将来特に心がけなければならぬポイントを御指示いただいている、私はそう理解をいたします。

○古川太三郎君 今大臣がおっしゃいましたけれども、司法の場で実効の上がる運営というように、最高の刑が三年以上だという形になってきますと、詐欺をしても十年、その三分の一にもならないんですね。先ほども例にあげましたように、百万ほどの詐欺をしても、あるいは何億の詐欺をしても、これは一人がする場合ならば、普通の昔の形での詐欺ならば、十年もやられる。しか

ところでチェックするのではこれはなし得ないだろうというものが、これが今までの事実だったと思うんです。こういったことから日本は特殊体質だと言われるのであって、日本もやはりもう一度考え直して、このような法律をせっかくつくったならば、これに罰則がある以上はそれに違反すれば犯罪なんです。犯罪ということであれば、これは第三者的な機関がしっかりとそれを担保していくという方向づけをしない限り、本当に日本は特殊だと言われるだろうと思えます。アメリカから言われたから少々こういう形をつくればそれでいいんだらうという安易な考えでおられると、これは非常に間違つたものになっていくのではないかと、こう思うわけです。

確かに、今までは日本は経済大国でもなかった。しかし、十年ぐらゐ前から大変な発展をした。それだけに世界からも注目されている。また今、東側というものが自由経済圏に入ってきた。それだけに自由経済圏そのものがもう東側に対する目的がなくなってきた。同じような土俵、同じような倫理観を持たない者とは取引するのは嫌だという考え方をされた場合にまた慌てふためいて独禁法を強化するとか、あるいは罰則を強化するとか、あるいはスタッフを充実するとかいうようなことをやるというのは非常にみづみづかしいことなんです。私は日本自身、日本の国民の選択でひとつ立派な法律をつくって、これは単なる金融行政だけの問題ではないというように申し上げたいと思うんですが、大蔵大臣の御意見はいかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほども申し上げましたように、私は、将来にわたって現在のままがいいと申し上げておるわけではありませぬ。ただ、現実には広い意味での金融行政の中の大きな柱の一つである証券行政というものを完全に切り離して準司法機関の手にゆだねた場合に、果たしてそれがうまく機能するかどうかということは私は本当に不安を持っております。

と同時に、先ほど局長が御答弁申し上げましたように、我が国の場合、許可制をとっている中で証券業者の数は百をもつて数えられる範囲であります。アメリカは万を超える証券業者というものが存在しているわけでありませぬ。当然その取り締まりの体系、チェックの仕方、機構の大小というものに変化があるであらう。そして、私はそれよりも、インサイダー取引であれ親引け禁止であれ、また今回の五〇五ルールであれ、これらがきちんと維持されるようにむしろこれから努力をしていくことの中で将来を考えていくべきである、私はそう思います。

と同時に、もう一つの問題は、先ほど稲村委員に私はたまたま麻薬、覚せい剤取締法の例を申し上げたわけでありませぬが、実際に刑事罰を定めておりました。それが司法の場において非常に軽い量刑しか認定されない、かつての覚せい剤犯罪というものはまさにその辺が問題だったわけでありませぬ。そうしますと、法律がきちんと維持されその刑事罰が十分に機能するように司法の場で行使をしていただける状態にしておくことの方が、実効の上がりづらい量刑の上限を引き上げることよりもむしろ先ずべきではなからうか、率直に私はそんな感じを持っております。

○委員長退席、理事堀原清君着席
しかし、今委員が御指摘になりました御意見というものは、先刻来の各委員の御意見とあわせて、私どもがこの法律を運営してまいります上で将来特に心がけなければならぬポイントを御指示いただいている、私はそう理解をいたします。

○古川太三郎君 今大臣がおっしゃいましたけれども、司法の場で実効の上がる運営というように、最高の刑が三年以上だという形になってきますと、詐欺をしても十年、その三分の一にもならないんですね。先ほども例にあげましたように、百万ほどの詐欺をしても、あるいは何億の詐欺をしても、これは一人がする場合ならば、普通の昔の形での詐欺ならば、十年もやられる。しか

し、今の近代的な会社ぐるみの本当にだれが被害者だかわからないような形で非常に多くもうけるというような場合には、これは三年以下なんです。というところは、司法の場でそれを重くしろというのとは司法に立法をさすのと同じことなんで、本来ならばこういう犯罪は二十年だつていわけなんです。それぐらいの感覚を経済人が持たない限りいけないと言わなければならない。

そういうような感覚を持つことによってこそ、日本の経済人が世界に堂々と伍していける経済人になれるんじゃないか。三年以下とかそういうようなみみっちい犯罪にせずに、むしろ二十年ぐらいいにして、本当にこういった違反者はもう二度と経済活動ができないような形にしてほしいという意味で申し上げている次第でございます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど法務当局から、今回の法律における刑事罰の上限設定というものにつきましての考え方が説明をされました。個人的な気持ちから申しますならば、稲村委員、また委員が今御指摘になりましたような感じを私も決して持たないわけではありませぬ。ただ、我が国の法制度の中における刑事罰のいわば判断と申しますものが現に存在いたします限りにおいて、私どもとしてその壁を逸脱するわけにはまいりませぬ。しかし、私どもとして心してまいります。

○三治重信君 ます、今回の証券取引法の一部を改正する法律案は、証券取引審議会の答申、報告というんですか、に基づいて改正案が出されたというところでございますが、中身は非常に現代的な問題を解決する案として私たちは賛成をいたします。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

ただ問題は、株式の開示制度の問題にしても、公開買い付け制度の問題にしても、日本と先進国との慣習というんですか、慣行が非常に違っているんじゃないかというふうな感じでおるわけですが、この改正で本当に欧米から、日本の金融、証

券に対する制度的な改正は文句がなくこれでいくというふうな考えられるか。また日本について制度的にはやられても、実際にこの両方、株券の開示制度はこれは一つの制度ですから文句ないわけですが、TOBの問題については日本の実際の株主制度というんですか、系列的な株の保有、安定株主制度というもので問題にならぬかどうか。問題というか、実際にそこに慣習がある限り、日本でもTOBを、外国の企業が日本の株をやるうと思ってもできぬようになっていくんじゃないかという問題は起きるような気がします。

○政府委員(角谷正彦君) 先ほど御説明申しましたように、昭和四十六年に公開買い付け制度が導入されたわけですが、その後の利用は三件、しかも友好的なものだけにどまっています。これは、確かに制度が諸外国に比べてやや制限的であったというところもあるわけですが、むしろそれ以上に、御指摘のような我が国の社会風土におきまして、特に企業を大事にし従業員も企業を守りというふうな風土の中で、そういった敵対的買収が好まれないといったような状況が背景にあったというように考えているわけでございます。

ただ、今回のTOB制度の改正というものは、そもそもTOB制度を促進するとかあるいはこれを阻害するとかいうことではなくて、むしろ諸外国と制度的な調和を図りつつさらに投資家保護を徹底しよう、こういう趣旨でございます。そういった意味で、この制度改正を行うことは制度面での国際的調和に資するといった意味で、先般の日米構造協議におきましても中間報告の段階で、私もそこで制度改正を行うということを宣明した段階で、アメリカ側からもこれを歓迎すると評価されたわけでございますけれども、そういった制度的な面での改正があったことに伴いまして直ちにそれじゃTOBが活発に行われるかということになると、必ずしもそういう事情にないかもしれないという感じはいたします。

しかしながら、最近におきましては、日本にお

きましても産業構造の転換がかなり促進しております。企業のリストラクチャリングでございますとか、あるいは新規事業に対する進出といった場合におきまして、TOB以外の、例えばM&A、企業の買収とか合併とか提携とか、そういったものがどんどん進んでいるわけでございます。その中で、このTOB制度といったものが、将来におきましては我が国において有用な企業買収の手段として活用されることはあるであらうというふうに思います。

○三治重信君 TOB制度は明るい制度だから、この制度そのものは日本の国内でも問題ではないだろうと思うんですが、ただ問題は、TOBをやった、アメリカのように買収する相手の企業を信用の根拠にして金融をやるとか、買収したものをすぐ分割して販売するとかいうような企業そのものの破壊活動につながるような、もうけるためには企業そのものの社会的機能を無視したやり方とか、そういう問題について、先ほどの同僚議員の質問でも、アメリカでも一定の規制を考えている節もあるというふうなことで、そういう問題が今後起きないかどうかということをしっかりと検討してもらいたいと思うんです。TOB制度そのものはいけいけれども、これが反企業的な活動に使われるというのは、大臣もおっしゃったように、余り好ましいものとは考えないということだと思っております。

それから、今もちょっと言ったんですが、これをやっていく上において、この日本企業の余りにも過剰的な株の持ち合い制度と安定株主制度というものを制限する必要は全然ないんですか。

○政府委員(角谷正彦君) 最初の御質問でございますが、TOB制度そのものについては確かに先ほど申し上げた意味もあるわけでございますが、これがアメリカの一部に見られますように非常に行き過ぎていてという問題があれば、それはその段階におきましてやはり私も何らかのことを考えざるを得ないことがあるかもしれません。ただ、現状におきましては、先ほど申しましたよう

に我が国におきましてはまだ三件しかございませぬし、ジャンクボンドのようなものも我が国においては現在発行されるような形のものとなっておらないといったふうなことでございますので、現時点におきまして、このTOBあるいはLBOといった問題について、何らかの対応を考えなきゃならない状況にあるということではないんじゃないかというふうな点でございまして、それから株式持ち合いの点でございまして、この点につきましては、例えばアメリカなんかにおきましては、企業買収に対抗する手段として、自社株取得を認めるとかあるいは複数議決権を認めるとか、いろんな制度的な手段が商法その他において認められているわけでございます。日本においては、そういうことが現在商法上認められていないといったことから、とかく株主安定工作といったことによりまして企業防衛を図ろうとする傾向があることは、それは間違いない事実でございます。そういうことが企業買収をまた困難にしているといった状況が現実問題としてあるということは推察できるわけでございます。

しかしながら、株式持ち合いそのものが果たしていけないというところになるかどうか。例えばどういう面から株式持ち合いについて問題にするかといったことについて考えますと、少なくとも証券取引法の世界におきましては、株式自身の売買は原則として自由でございますし、だれがどのような形で株を持つかということにつきましては、現在の証券取引法の保護貿易でございますところの市場における株式の安定的な流通あるいは発行市場の円滑な機能といったものからいいますと、これを証券法で規制するということは、証券法の目的とする保護貿易との関係でその規制になじまないんじゃないかというふうな思われるわけでございます。これは現にアメリカでもそうでございますし、証券法等におきましてそのような規制が行われているということはないわけでございます。

そういった意味で、仮に問題が起るとしますと、例えば独禁法その他の問題におきまして排他的な企業慣行その他を調整する場合におきましてはそういった規制があり得ると思いますが、これについては独禁法上所要の規制が課せられておるといったことがございまして、株式持ち合いそのものを証券の世界において規制するということはなかなか難しい状況にある。したがって、証券取引の目的とする立法趣旨からいってもこれはなじまないんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○三治重信君 こういうふうな株式の取引の自由化というんですか、の発展とともに、証券の急激な業務の発達によって、先ほど質問があったように金融業の再編成が行われようとしておるわけなんです。先ほどの御報告では審議中で結論の方向もまだ定かでないというふうなことでございしますが、全体的に見て、そういう金融関係の銀行業務、証券業務、保険業務が相互に入り乱れるようなやり方というものがなぜ必要性を持って論ぜられてくるのか、またアメリカやヨーロッパでそういう問題がいつごろから現実に行われておって、制度的にもそういうことが完全に行われているのかどうか。

私はどうも金融関係というのは非常にがんじがらめな、金融関係でも、銀行は銀行、証券は証券、銀行のうちでも普通の預金を扱う都市銀行は都市銀行とか、いろいろ業態を全部区別して統制をとってきたのが、それが急に相互に入り乱れてやっというふうなことにどんどん話が進むと、それぞれの立場に立った企業の経営者にとってみれば、見通しを早くつけぬことには自分の経営の将来についての不安が来るんだらうと思うんです。そういう問題について、外国の進み方に日本も追随してやっというかなんか問題かどうか、どの程度の問題なんだろうかと。

○政府委員(角谷正彦君) 先ほど証券取引審議会の基本問題研究会についての状況を申し上げましたが、そこでも申し上げましたように、御

指摘のような銀行あるいは証券の相互の業務の参入問題といった問題の検討が行われているわけでございます。

こういった議論が行われる一つの背景でございすけれども、これは金融の証券化というふうなことなど、最近におきましては金融関係が非常に急速に変わってきておることに伴いまして、例えば銀行は、貸付金を企業に対して持っているという場合には、従来は満期まで保有しているというふうな状況でございましたが、途中で貸付債権を証券化してこれを流動化するといういわゆる銀行業務のアンバンドリングと言われている現象も起こってきております。

それから、経済的機能から見ますと、例えばC Pのように社債と全く類似したような金融のいろんな証券化関連商品というものができておりますし、不動産その他についても証券化という手法ができており、これら自身が株式、社債と極めて類似した商品が出てきているといった実態にございすし、それから、従来、外為業務につきましては銀行の機能の中核というふうに見られたわけでございますが、証券会社が行います資本取引につきましても外為業務が極めて重要になってきていて、あるいは証券化の手法といたしまして信託といたした機能を活用するといったような現象が出てきています。

そういうことによりまして、お互いの業務というものが相互に隣接といえますか、入り組んできている分野がかなり出てきていることは事実でございす。こういった中で銀行と証券が他方の業務に属する業務を相互に行うということは新しい商品開発を促進するとか、あるいは両市場間における競争を促進していくとか、あるいは国際的な調和といった面で意義があるんじゃないかというふうな点から、この議論が行われているわけでございます。

そこで、諸外国の例がどうなっているかといったことでございすけれども、既にヨーロッパ等におきましては、銀行と証券を同一組織で銀行が

行方とこのユニバーサルバンキング制度をとっておりまので、こういったことについての制度的な制約はございせん。イギリスのように事実上分離しているところはかなりあるわけでございますが、制度的にはそれは相互に行えるような形になっていくということでございます。アメリカにおきましては、日本の証券取引法自身がアメリカの証券法を倣ってつくられたという経緯もあるわけでございますが、グラス・ステイガル法といたしたような形で証券と銀行を分離する制度をとっております。日本の証券取引法六十五条というのは、まさにそれを受け継いだ形で戦後制定されたわけでございます。

そこで、どうしてそういうことになったかといえますと、銀行と証券を兼営するというに伴いまして、一九二九年の大不況のときの事例等をアメリカ等で調査した結果立法が行われたわけでございますけれども、例えば銀行と証券の両業務を兼営することに伴いまして一種の利益相反行為が起るんじゃないかと、あるいは銀行と証券、例えば銀行は、預金保険に守られて一つの公的な信用を裏づけされたという面におきまして、証券会社に比べてやや優位な地位に立つといった意味での競争条件の不均衡が起るんじゃないかという問題、あるいは証券業務を行うことによりリスクが増加した場合におきましては、大衆の預金を集めているところの銀行の健全性といった問題を阻害するんじゃないか、こういったふうな観点からいわゆる銀行、証券の分離制度というものがアメリカでとられまして、それを日本が導入したわけでございます。

今回そういった相互参入問題といったことを議論するに当たりまして、現在の証券取引法六十五条のもとで従来回避されてきたこのような弊害が顕在化することによりまして資本市場が不安定になることがあっては困るといった観点から、先ほど申しましたように基本問題研究会におきましては、どのような方策をとれば参入に伴う弊害の発生が予防できるかどうか、有効に防止す

ることができようか、あるいはどのような方策をとれば参入に伴う市場の混乱が防止できるかどうか、そういった点を幅広くいろいろ議論をしている、そこがまさに議論のポイントになっているというところでございす。

○下村泰君 私は証券というのを手にしたことが一度もありませんし、金融の専門家でもありません。この法案について大蔵省の方に御説明を受けただけで、まあこれでよろしかろう。何かほかに疑問点があるのかなと思つてこへ来て、皆もう先の方が全部お尋ねになつてしまった。聞くことは何もなくなくなりました。したがって、私の守備範囲のことで伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

法務省の方は来ていらつしやいますか。わざわざおいで願ひしましたが、すぐに終わりますから。証券の表示といひますか、記載事項なんですすが、視覚障害者の方などへの配慮というのはどうなっているんでしょうかというのが一つと、今後何かそれに対する考えの余地がありますかどうか、この二つです。

○説明員(大谷慎男君) お答え申し上げます。商法には、証券の記載事項について法定されております。その法定事項の主なものを申し上げますと、会社の商号とか会社が発行する株式の総数とか、あるいは株式の種類というふうな事項を記載すべきものとされております。

御案内のように、商法は、会社をめぐります株主、債権者等の利害関係、これを公平に調整するということを目的とする法律でございすので、主として株主、債権者等の経済的な利害関係というものを念頭に置いて規定が設けられているわけでございます。したがって、委員御指摘のようないふ視力に不自由なる方のための規定というものは、現在のところ設けられておりません。また、商法の性格が今のようなものだといひますと、委員の御指摘のような観点からの検討をするという場合には、また別の問題意識に基づいて検討が必要ではないかというふうに考えておりま

ンクボンドの購入に關して、ジャパンマネーが大
きな役割を果たしていることは周知の事実であり
ます。

しかし、買ひ占めのおそれが多くなればなるほ
ど、一層株式の相互持ち合いを強め、安定株主工
作に走るのが日本の企業の実態であります。この
悪循環を断つためには、この我が国特有の株式の
相互保有にこそメスが入れられるべきでありま
す。タコがお互いの足を食い合うがごとき株式の
相互保有は極めて不合理な事態であります。こ
うした相互保有によつて、六大企業集団を初め少
数の大企業グループが日本経済を支配しているの
であります。こうした大企業による支配体制に規
制を加え、経済民主主義を実現することが今日我
が国の当面する大きな課題となつているのであり
ます。これを追及すると同時に、TOBの緩和で
はなく、これらに対する監視の強化こそすべきで
あります。

なお、本法案のうち、株式の大量保有の開示制
度の導入については、個々の点では不十分な点も
ありますが、これまで不明朗であつた仕手筋など
による株の買ひ占めと、それを会社が高値で買ひ
取らせる行為や、株価の急騰落の原因となる大量
保有の状況を明るみに出し、もつて一般株主の保
護を図ろうとするものであり、賛成できるもので
あります。

しかし、前述の理由から本法案について全体と
しては反対であることを表明し、討論といたしま
す。

○委員長(藤井孝男君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

証券取引法の一部を改正する法律案に賛成の方
の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

久保君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。久保君。

○久保君 私は、ただいま可決されました証券
取引法の一部を改正する法律案に対し、自由民主
党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、
連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院
クラブ及び税金党平和の会の各派共同提案による
附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

証券取引法の一部を改正する法律案に対
する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき
である。

一 有価証券取引の現状にかんがみ、今後と
も、企業内容等の開示、株券等の大量保有状
況、取引実態等重要な情報の公開制度の充実
に努めること。

一 有価証券に係る内部者取引等不正取引の規
制に当たっては、行政当局、証券取引所等関
係者において具体的な規制内容について周
知、明確化させることを含め未然防止体制の
整備に万全を期するとともに、市場監視・検
査体制の充実に努めること。また、証券取引
の国際化等今後の取引の状況を踏まえ、罰則
をも含め規制のあり方等について、常に検討
を行うこと。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(藤井孝男君) ただいま久保君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井孝男君) 全会一致と認めます。よ
つて、久保君提出の附帯決議案は全会一致をもつ
て本委員会の決議とすることに決定いたしまし
た。

ただいまの決議に対し、橋本大蔵大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許し
ます。橋本大蔵大臣。

○閣務大臣(橋本大蔵大臣) ただいま御決議のあ
りました事項につきましては、政府といたしまし
ても御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じま
す。

○委員長(藤井孝男君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(藤井孝男君) 次に、出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定
める法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院大蔵委員長衛藤征士郎君か
ら趣旨説明を聴取いたします。衛藤征士郎君。

○衆議院議員(衛藤征士郎君) ただいま議題とな
りました法律案につきましては、提案の趣旨及び概
要を御説明申し上げます。

御承知のように、いわゆる出資法に規定されて
いる貸金業者等の現行の貸付上限金利を年四〇・
〇〇四％の本則金利へ移行する時期については、
同法の一部改正法附則の規定により「この法律の
施行の日から起算して五年を経過した昭和六十三年
十一月一日以降において、資金需給の状況その他
の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を
勘案して検討を加え、速やかに定めるものとす
る。」とされております。

このような状況を踏まえ、衆議院大蔵委員会の
各党派間で協議いたしました結果、自由民主党、
日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社
党及び進歩民主連合の五党派間で所要の立法措置
を講ずることについて合意に達し、その合意に基
づき六月十三日の衆議院大蔵委員会において五党
派より起草、提出されたのがこの法律案でありま
す。

衆議院大蔵委員会におきましては、全会一致を
もつてこれを成案とし、同時に委員会提出の法律
案とするに決したものであります。

なお、本日の衆議院本会議においても全会一致
をもつて可決されました。

以下、本法律案の概要を申し述べます。

いわゆる出資法に規定されている貸金業者等の
現行の貸付上限金利を本則金利へ移行する時期に
ついて、同法の一部改正法附則の「別に法律で定
める日」を、平成三年十月三十一日とし、その翌
日から年四〇・〇〇四％の本則金利を適用するこ
ととするものであります。

また、電話担保金融につきましては、貸付金額
が小額であることに加え、特別の初期費用を要す
ること等を考慮し、当分の間、現行の年五四・七
五％の上限金利を据え置くこととするものであり
ます。

なお、その電話担保金融の貸付限度額は、政令
で定めることとしております。

以上が本法律案の趣旨及び概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し
上げます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

質疑、討論もないようですから、これより直ち
に採決に入ります。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関
する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に
法律で定める日を定める法律案に賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井孝男君) 全会一致と認めます。よ
つて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

請願者 東京都目黒区三田二ノ四ノ一五
澤井善作外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四三七号 平成二年五月二十八日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市長野三ノ二三 小松
鶴雄外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四三八号 平成二年五月二十八日受理
消費税の廃止に関する請願(二通)
請願者 東京都台東区上野桜木二ノ三ノ一
一 今村ちの外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四五三三号 平成二年五月二十八日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 茨城県水戸市千波町一、四六七ノ
五 石川洋子外四名
紹介議員 広中 和歌子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四五七号 平成二年五月二十八日受理
消費税廃止、大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都新宿区戸山二ノ一ノ一、
四一〇 酒井利幸外八百七十四名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一四五八号 平成二年五月二十八日受理
消費税の即時廃止に関する請願
請願者 東京都千代田区平河町一ノ七ノ二
二 石黒周三外四名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第一四六〇号 平成二年五月二十八日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 大阪府泉南郡熊取町七五四三ノ
一九 辻清孝外一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四六七号 平成二年五月二十九日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市袋一、九七四ノ七
赤木洋勝外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四六八号 平成二年五月二十九日受理
消費税の廃止に関する請願(二通)
請願者 東京都目黒区中目黒三ノ三ノ一七
鈴木尚一外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四七六号 平成二年五月二十九日受理
ビール価格の一斉値上げに対する消費者の不満解
消、インフレ防止の諸措置に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡田平町荻田免一、
六三八ノ二 浦田英秋
紹介議員 篠崎 年子君
ビール価格に限らず、同時期・同価格の値上げ
は、カルテルまがいの行為であり、公正な取引と
は言えない。国会においては、消費税のみでな
く、ビール業界の独占的体質について大いに質疑
すべきである。ついては、次の事項について実現
を図りたい。(資料添付)

一、ビールも食料品である見地より、その消費税
を撤廃し、国民生活を豊かにすること。
二、大蔵大臣はビール業界の体質を非カルテル化
するよう指導すること。

三、公正取引委員会は、該値上げに関する調査経
過と結論を速やかに公表し、消費者の理解を得
るよう努めること。

第一四八七号 平成二年五月二十九日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 神奈川県大和市鶴間二ノ三ノ一五
原昭正外六千三百四十五名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一四八九号 平成二年五月三十日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(二通)
請願者 熊本県菊池市限府一、三七八
馬
場功世外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四九〇号 平成二年五月三十日受理
消費税の廃止に関する請願(二通)
請願者 東京都町田市玉川学園二ノ一五ノ
七 西村ツヤ子外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五〇六号 平成二年五月三十一日受理
消費税の廃止に関する請願(二通)
請願者 東京都渋谷区東三ノ一五ノ一 清
水照子外一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

六月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律の一部を改正する法律附則第三
項の別に法律で定める日を決める法律案(衆)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律の一部を改正する法律附則
第三項の別に法律で定める日を決める法律案
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律の一部を改正する法律附則第
三項の別に法律で定める日を決める法律

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関
する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法
律第三十三号)附則第三項の別に法律で定める日
は、平成三年十月三十一日とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八
年法律第三十三号)の一部を次のように改正す
る。
附則に次の三項を加える。

(電話担保金融に関する特例)

14 電話担保金融における利息の契約の締結又は
これに基づく利息の受領についての改正後の法
第五條第二項の規定の適用については、附則第
三項の別に法律で定める日の翌日から当分の
間、同条第二項中「四十・〇〇四パーセント」
とあるのは「五十四・七五パーセント」と、
「四十・一三六パーセント」とあるのは「五
十四・九パーセント」と、「〇・一〇九六パー
セント」とあるのは「〇・一五パーセント」と
読み替えるものとする。

15 前項に規定する電話担保金融とは、貸金業の
規制等に関する法律第二條第二項に規定する貸
金業者が業として行う金銭の貸付けであつて、
貸付けの都度、当該貸付けに関し、電話加入権質
に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三
十八号)の定めるところにより電話加入権(電
気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)
附則第九條第一項又は第二項に規定する権利を

いう。)に質権が設定され、かつ、元本額が施設設置負担金(日本電信電話株式会社)が、電話の役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭として、電気通信事業法第三十一条第一項の認可を受けて定める料金をいう。)の額を勘案して政令で定める金額を超えないものをいう。

16 電話担保金融についての附則第十四項に規定する期間内における貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第四十三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)附則第十四項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項」とする。

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案(衆)

平成二年七月二日印刷

平成二年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E